平成１５年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成１６年９月

環　　境　　省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年7月１６日法律第１０５号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計９５地方公共団体からの報告に基づき、平成１５年4月1日から平成１６年3月３１日までの間を対象に

（Ⅰ）特定施設の届出等の状況
（Ⅱ）特定施設に係る規制事務実施状況
（Ⅲ）設置者による測定結果報告状況
（Ⅳ）土壌汚染対策の状況
（Ⅴ）都道府県・政令市における条例制定状況
（Ⅵ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年１０月2日法律第１１０号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係１３府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大５０m^3以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成１６年　9月

環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室
環境省環境管理局水環境部水環境管理課
環境省環境管理局水環境部土壌環境課

目　　次

Ⅰ．特定施設の届出等の状況 ‥‥‥‥ **1**
Ⅱ．特定施設に係る規制事務実施状況 ‥‥‥‥ **5**
Ⅲ．設置者による測定結果報告状況 ‥‥‥‥ **6**
Ⅳ．土壌汚染対策の状況 ‥‥‥‥ **7**
Ⅴ．都道府県・政令市における条例制定状況 ‥‥‥‥ **7**
Ⅵ．その他 ‥‥‥‥ **7**

表Ⅰ－１　大気基準適用施設の届出等施設数（全国） ‥‥‥‥ 9
表Ⅰ－２　水質基準対象施設の届出等施設数（全国） ‥‥‥‥ 10
表Ⅰ－３　大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国） ‥‥‥‥ 12
表Ⅰ－４　大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国） ‥‥‥‥ 13
表Ⅰ－５　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国） ‥‥‥‥ 14
表Ⅰ－６　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別） ‥‥‥‥ 15
表Ⅰ－７　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）‥‥‥ 21
表Ⅰ－８　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）‥‥‥‥ 31
表Ⅰ－９　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）‥‥‥‥ 33
表Ⅰ－10　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)－都道府県・政令市別） ‥‥‥ 34
表Ⅰ－11　適用除外等の状況（全国） ‥‥‥‥ 41
表Ⅰ－12　その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国） ‥‥‥‥ 41
表Ⅰ－13　適用除外等の状況（都道府県・政令市別） ‥‥‥ 42
表Ⅰ－14　その他の届出等の状況（大気・水質／法・瀬戸内海法別－都道府県・政令市別）‥‥ 42
表Ⅱ－１　報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国） ‥‥‥‥ 43
表Ⅱ－２　命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国） ‥‥‥‥ 43
表Ⅱ－３　排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国） ‥‥‥‥ 44
表Ⅱ－４　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別） ‥‥‥‥ 45
表Ⅱ－５　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別） ‥‥‥‥ 47
表Ⅲ－１　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国） ‥‥‥‥ 49
表Ⅲ－２　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）
‥‥‥‥ 50
表Ⅲ－３　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国） ‥‥‥‥ 51
表Ⅲ－４　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）
‥‥‥‥ 52
表Ⅲ－５　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）‥‥‥‥ 53
表Ⅲ－６　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県・政令市別）‥‥ 58

表Ⅲ－７　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）…… 61
表Ⅲ－８　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）…… 65
表Ⅲ－９　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）
…… 66
表Ⅲ－10　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気・水質別－都道府県・政令市別）…… 67
表Ⅲ－11　設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）…… 66
表Ⅳ－１　土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）　…… 68
表Ⅳ－２　報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）　…… 68
表Ⅳ－３　法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
（特定事業場種類別－都道府県・政令市別）…… 69
表Ⅴ－１　都道府県・政令市における条例制定状況（全国）　…… 70
表Ⅵ－１　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法－全国）　…… 71
表Ⅵ－２　水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域）…… 72
表Ⅵ－３　大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）　…… 73
表Ⅵ－４　水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）　…… 74
表Ⅵ－５　大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）…… 76
表Ⅵ－６　水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況
（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）… 78
表Ⅵ－７　大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況　…… 80
表Ⅵ－８　水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況　…… 87
表Ⅵ－９　排出基準超過施設・事業場における対応状況
（大気関係・水質関係－全国：平成16年6月30日現在）　…… 88
表Ⅵ－10　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国：平成16年4月～6月）…… 89
表Ⅵ－11　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気・水質別－都道府県・政令市別：平成16年4月～6月）…… 90
表Ⅵ－12　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（全国：平成16年4月～6月）…… 91
表Ⅵ－13　設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
（全国：平成16年4月～6月）…… 92
表Ⅵ－14　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別：平成16年4月～6月）…… 93
表Ⅵ－15　設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別：平成16年4月～6月）……100

Ⅰ．特定施設の届出等の状況

１．１　特定施設の届出等施設数（表Ⅰ－１～２）

表Ⅰ－１に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表Ⅰ－２に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）等がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

平成１６年３月３１日において、大気基準適用施設数は１３，０４９、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて３，７１３である。事業場数は、大気関係が９，６８９、水質関係が１，９４１である。

また、法第３５条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）[注1)]を加えると、大気基準適用施設数１３，０７８、水質基準対象施設数３，７２６であり、事業場数は、大気関係９，７０６、水質関係１，９４９である。

法施行後の特定施設数の推移を図１に示した。平成１４年度においては、同年１２月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化されたため、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成１５年度はほぼ前年度並であった。

注１）法第３５条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

図1　特定施設数の推移

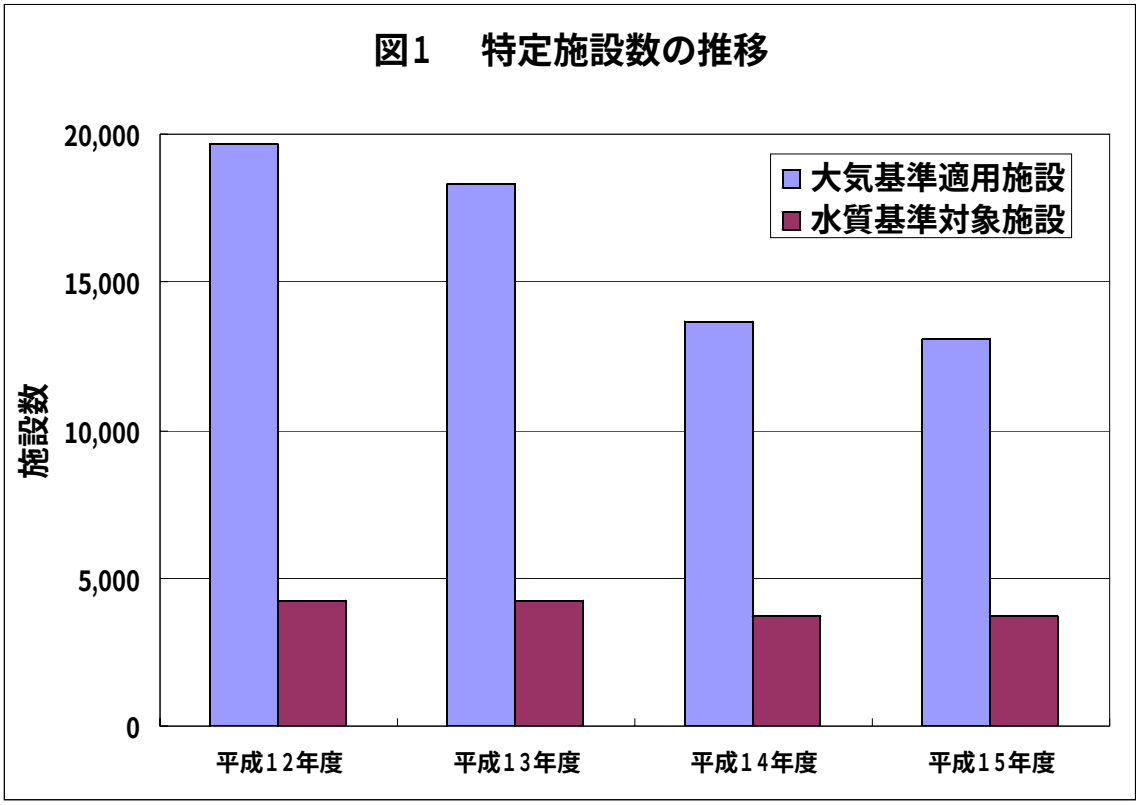

１．２　特定施設の届出等の状況（表Ⅰ－３～５、図２、３）

（１）大気基準適用施設

表Ⅰ－３に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表１）。

表１　大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成１４年度末の施設数	１３，６２５
	平成１５年度中の推移	
	設置届出［新設（法第１２条第１項)］	４９１
	使用届出［既設（法第１３条第１項)］注2)	７４
	規制対象規模未満への変更届出（法第１４条第１項）注3)　使用廃止届出（法第１８条）　［廃止等］	１，１４１
	平成１５年度末の施設数（事業場数）	１３，０４９（９，６８９）
鉱山保安法等関係法令施設	平成１５年度末の施設数（事業場数）注4)	２９（２１）
計	平成１５年度末の施設数（事業場数）注5)	１３，０７８（９，７０６）

注２）既設の未届施設で、平成１５年度に新たに届出がなされたもの。

注３）法第１４条第１項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注４）都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注５）事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合（４事業場）があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く１２，１２０施設であり、全体の９２．７％を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設７９１施設、製鋼用電気炉１１６施設となっている。

図２　　大気基準適用施設の種類別割合（平成１５年度末現在）

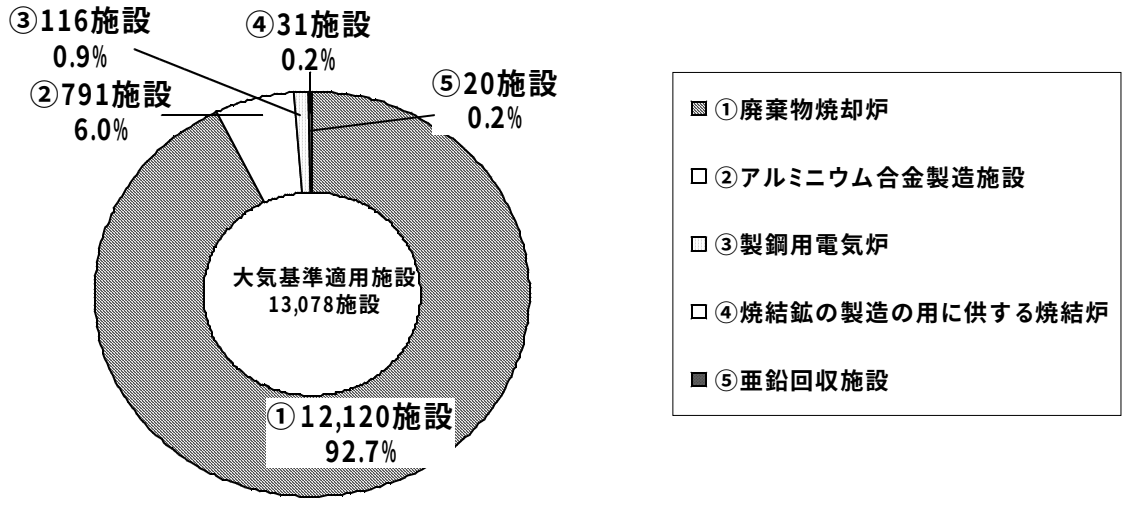

また、各施設の基準適用状況を表Ⅰ－４にまとめた。法附則別表第一（平成９年１２月２日以降に設置された施設に対する基準値）が適用になる施設が３，１１２施設、別表第二（平成９年１２月１日以前に設置された施設に対する基準値）が適用になる設が９，９６６施設となっている。

（２）水質基準対象施設

表Ⅰ－５に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表２）。

表２　水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成１４年度末の施設数	３，７２２
	平成１５年度中の推移	
	設置届出・設置許可[注6)]［新設（法第１２条第１項・瀬戸内海法第５条第１項）］	１４３
	使用届出[注7)]［既設（法第１３条第１項・瀬戸内海法第７条第２項）］	３５
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可[注8)]（法第１４条第１項・瀬戸内海法第８条第１項） 使用廃止届出（法第１８条・瀬戸内海法第９条） ｝［廃止等］	１８７
	平成１５年度末の施設数（事業場数）	３，７１３ （１，９４１）
鉱山保安法等関係法令施設	平成１５年度末の施設数（事業場数）[注9)]	１３ （９）
計	平成１５年度末の施設数（事業場数）[注10)]	３，７２６ （１，９４９）

注６）瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注７）平成１６年１月１日を施行日とする以下の水質基準対象施設の追加が行われた。なお、従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成１５年度に新たに届出がなされたものを含む。
・４－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設
・２，３－ジクロロ－１，４ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設

注８）法第１４条第１項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第８条第１項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

注９）都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注10）事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合（１事業場）があるため、合計が一致しない。

平成１５年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が２，１９９施設、灰の貯留施設が８０４施設であり、合わせて、全体の８０．６％を占めている。ついで、下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）が２４７施設となっている。

図３　水質基準対象施設の種類別割合[注)]（平成１５年度末現在）

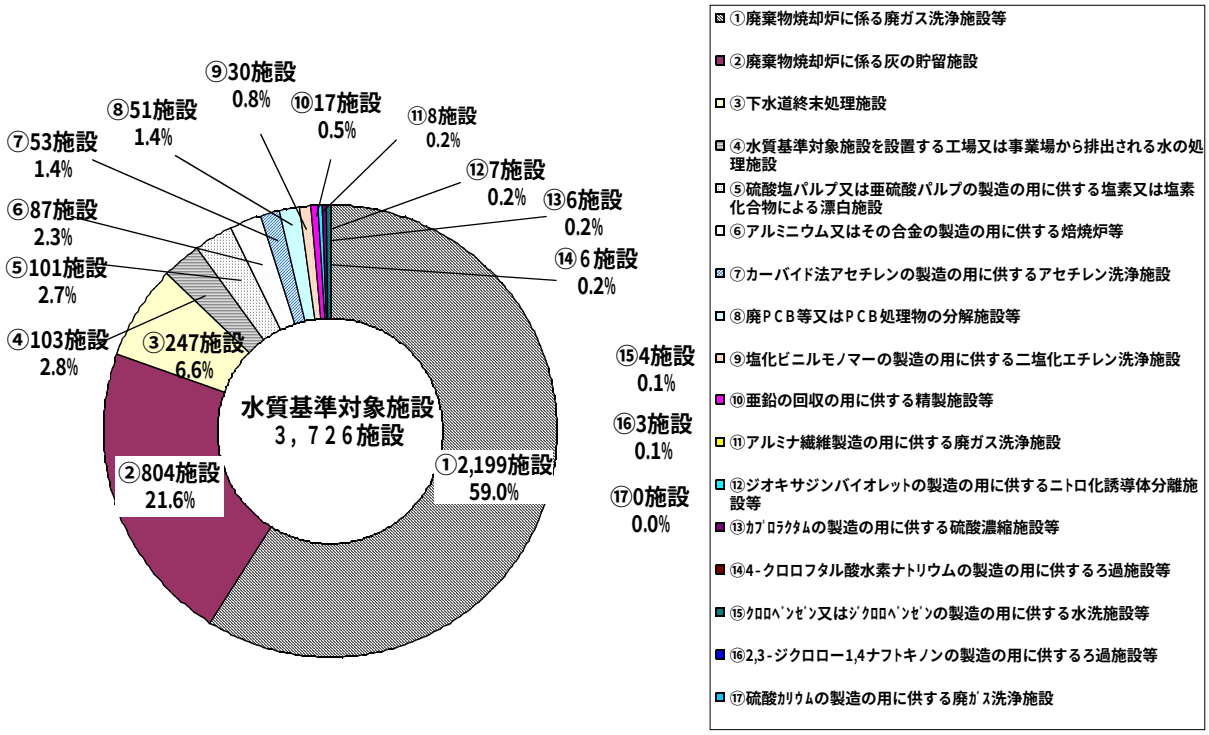

注）法と瀬戸内海法の合計

１．３　都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表Ⅰ－６～１４）

表Ⅰ－６に大気基準適用施設、表Ⅰ－７に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下、同じ。）。

鉱山保安法等関係法令施設について、表Ⅰ－８に大気基準適用施設、表Ⅰ－９に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表Ⅰ－１０に施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第３５条２項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第３６条２項に基づく都道府県知事等又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）による資料の提出の要求等の件数は表Ⅰ－１１に全国の状況を、表Ⅰ－１３に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

１．２に取りまとめた届出以外の届出（以下「その他の届出」という。）等の状況については、表Ⅰ－１２に全国の状況を、表Ⅰ－１４に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

Ⅱ．特定施設に係る規制事務実施状況

２．１　規制事務の実施状況（表Ⅱ－１～３）

表Ⅱ－１～２に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－３に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表３）。

平成１５年４月１日から平成１６年3月３１日までの間に、全国で、法第３４条第１項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係９，８６８件、水質関係１，６４７件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係４２件、水質関係４件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係７，５２２件（口頭指導３，７８０件、文書指導３，７４２件）、水質関係４６６件（口頭指導２６８件、文書指導１９８件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第３４条第１項）及び設置者による測定（法第２８条第１項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設１５８件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）５件であり、それらのうち、４６件に対しては、法第２２条第１項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令２７件、一時停止命令１５件、水質基準適用事業場について改善命令４件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第３５条第３項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請[注11)]はなかった。

注11）法第３５条第３項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第１５条、第１６条又は法第２２条第１項又は第３項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第１５条又は第１６条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表３　規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第３４条１項に基づく立入検査件数	９，８６８	１，６４７
命令件数[注12)]	４２	４
指導件数[注13)]	７，５２２	４６６
基準超過件数[注14)]	１５８	５

注12）法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）

注13）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、並びに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

注14）都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は１件と見なす。

２．２　都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－４～５）

表Ⅱ－４に大気基準適用施設、表Ⅱ－５に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ．設置者による測定結果報告状況

３．１　設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１～４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１、２は大気基準適用施設、表Ⅲ－３、４は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。[注15)] その概要は、次のとおり（表４）。

平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、９，０７６施設（報告対象施設数１２，７１２）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、９５施設（対象施設１，０２４）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、６３７事業場（報告対象事業場数７３６）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は９事業場（報告対象事業場数３４）から報告があった。

注15）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表４　設置者による測定結果報告状況[注16)]

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 （報告対象数）	９，０７６ （１２，７１２）	６３７ （ ７３６）

注16）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。

３．２　都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－５～８）

表Ⅲ－５、６に大気基準適用施設、表Ⅲ－７、８に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

３．３　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－９、１０）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－９に全国の状況を、表Ⅲ－１０に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

３．４　設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表III－１１）

表Ⅲ－１１に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

Ⅳ．土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－１に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。
平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかったが、東京都が平成１３年度に指定し、土壌汚染対策計画（第１次）を策定している１地域に対する２次計画が策定された。
平成１６年３月３１日現在では、その他に和歌山県が１地域を指定し、同地域に対する計画が策定され、対策が進められている。
また、報告徴収、立入検査等の件数について、表Ⅳ－２に全国の状況を、表Ⅳ－３に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

Ⅴ．都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－１に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。
平成１６年３月３１日現在、法第８条第３項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、１３地方公共団体（岩手県・埼玉県・東京都・神奈川県・岐阜県・三重県・大阪府・兵庫県・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

Ⅵ．その他

６．１　水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表Ⅵ－１～２）

１．２（２）の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表Ⅵ－１及び表Ⅵ－２に取りまとめた。

６．２　未届出の廃止施設の状況（表Ⅵ－３～６）

１．２の取りまとめには含まれていないが実態として廃止状態にあることを都道府県・政令市が認知している施設の有無と内容及びそれを反映した場合の平成１６年３月３１日現在の状況について、表Ⅵ－３に全国の大気基準適用施設に係る状況を、表Ⅵ－４に全国の水質基準対象施設に係る状況をまとめた。
また、表Ⅵ－５（大気基準適用施設）及び表Ⅵ－６（水質基準対象施設）には、施設種

類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

６．３　排出基準超過事例の概要及び措置状況（表VI－７～９）

２．１の表Ⅱ－３の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表VI－７（大気基準適用施設）及び表VI－８（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表Ⅱ－３取りまとめ以降の平成１６年６月３０日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表VI－９に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

６．４　設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成１６年６月末までの措置状況（表VI－10～15）

表Ⅲ－１（大気基準適用施設）及び表Ⅲ－３（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成１６年４月１日から平成１６年６月３０日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表VI－10に全国の状況を、表VI－11に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成１６年６月３０日現在の状況について、表VI－12及び表VI－13に全国の状況を、表VI－14及び表VI－15に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表Ⅰ－１　　大気基準適用施設の届出等施設数（全国）[注1）注2）]

大気基準適用施設		平成１６年3月３１日現在		【参　考】 平成１５年 3月３１日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		14 (14)	31 (31)	32 (32)
製鋼用電気炉		69 (69)	116 (116)	118 (118)
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		9 (8)	20 (17)	20 (17)
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		235 (235)	791 (791)	787 (787)
廃棄物焼却炉	４t/h以上	－	1,087 (1,084)	1,054 (1,051)
	２t/h以上～４t/h未満	－	1,545 (1,544)	1,551 (1,551)
	２t/h未満[注3）]	－	9,488 (9,466)	10,089 (10,069)
	小計	9,379 (9,363)	12,120 (12,094)	12,694 (12,671)
合計		9,706 (9,689)	13,078 (13,049)	13,651 (13,625)

注１）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。

注２）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注３）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅰ－２（１）　　水質基準対象施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

水質基準対象施設	平成１６年３月３１日現在		【参　考】 平成１５年 ３月３１日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	37 (37)	101 (101)	102 (102)
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	41 (41)	53 (53)	51 (51)
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	3 (3)	8 (8)	7 (7)
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	6 (6)	30 (30)	32 (32)
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	4 (4)	4 (4)
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	2 (2)	6 (6)	―
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0 (0)	3 (3)	―
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	42 (42)	87 (87)	87 (87)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	5 (5)	17 (17)	14 (14)

表Ⅰ－２（２）　　水質基準対象施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

水質基準対象施設		平成１６年3月３１日現在		【参　考】 平成１５年 3月３１日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	1,127 (1,120)	2,199 (2,187)	2,244 (2,234)
	灰の貯留施設	420 (420)	804 (804)	796 (796)
	小計	1,547 (1,540)	3,003 (2,991)	3,040 (3,030)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		12 (12)	51 (51)	45 (45)
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）		219 (219)	247 (247)	246 (246)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		31 (30)	103 (102)	92 (91)
合計		1,949 (1,941)	3,726 (3,713)	3,733 (3,722)

注１）法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可等（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。

注２）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と　鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表Ⅰ－３　　大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）※1

		平成15年3月31日現在の設置基数 a	新設 b	既設 c	14条規模変更 ※2 d		廃止等 ※3 e	平成16年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定事業場数 ※4	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 平成15年3月31日現在の設置基数	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 平成16年3月31日現在の設置基数	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 特定事業場数 ※4
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		32	0	0	－		1	31	14	0	0	0
製鋼用電気炉		118	0	0	－		2	116	69	0	0	0
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	－		0	7	8	2	2	1
	焼結炉	2	0	0	－		0	2		0	0	
	溶鉱炉	3	0	0	－		0	3		0	0	
	溶解炉	3	0	0	－		0	3		0	0	
	乾燥炉	2	0	0	－		0	2		1	1	
	小計	*17*	*0*	*0*	－		*0*	*17*		*3*	*3*	
アルミニウム合金製造施設	焙焼炉	20	0	0	－		0	20	235	0	0	0
	溶解炉	710	15	6	－		21	710		0	0	
	乾燥炉	57	4	1	－		1	61		0	0	
	小計	*787*	*19*	*7*	－		*22*	*791*		*0*	*0*	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,051	43	6	-2	+0	14	1,084	9,363	3	3	20(4)
	2t/h以上～4t/h未満	1,551	21	7	-3	+5	37	1,544		0	1(1)	
	2t/h未満	10,069	408	54	-31	+31	1,065	9,466		20(7)	22(7)	
	200kg/h以上～2t/h未満	3,421	45	7	-16	+4	195	3,266		12(3)	14(3)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	4,220	256	32	-8	+15	484	4,031		6(2)	6(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,670	72	8	-6	+5	246	1,503		2(2)	2(2)	
	50kg/h未満（0.5㎡以上）	758	35	7	-1	+7	140	666		0	0	
	小計	*12,671*	*472*	*67*	*-36*	*+36*	*1,116*	*12,094*		*23(7)*	*26(8)*	
合　計		13,625	491	74	-36	+36	1,141	13,049	9,689	26(7)	29(8)	21(4)

※1　法第１２条及び第１３条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
※2　廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「－」は他の区分への移行、「＋」は他の区分からの移行を意味する。
※3　構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
※4　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※5　施設数欄及び事業場数欄の（　）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表Ⅰ－４　　大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）[注1)]

大気基準適用施設		平成１６年3月３１日現在の設置基数			
		（計）	別表第二[注2)]	別表第一	
				法施行前設置[注3)]	法施行後設置[注4)]
		a＋b＋c	a	b	c
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	―	2 (2)
製鋼用電気炉		116 (116)	111 (111)	2 (2)	3 (3)
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		20 (17)	19 (16)	―	1 (1)
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		791 (791)	672 (672)	―	119 (119)
廃棄物焼却炉	４t/h以上	1,087 (1,084)	816 (813)	98 (98)	173 (173)
	２t/h以上～４t/h未満	1,545 (1,544)	1,257 (1,256)	94 (94)	194 (194)
	２t/h未満[注5)]	9,488 (9,466)	7,062 (7,047)	313 (310)	2,113 (2,109)
	小計	12,120 (12,094)	9,135 (9,116)	505 (502)	2,480 (2,476)
合計		13,078 (13,049)	9,966 (9,944)	507 (504)	2,605 (2,601)

注１）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数
注３）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数
注４）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数
注５）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅰ－５　　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）※1

		平成15年3月31日現在の設置基数 a	新設 b	既設 c	法・瀬戸内法間の移行 ※2 d	廃止等 ※3 e	平成16年3月31日現在の設置基数 a+b+c-e	特定事業場数 ※4	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 平成15年3月31日現在の設置基数	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 平成16年3月31日現在の設置基数	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 特定事業場数 ※4
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		102	0	0	0	1	101	37	0	0	0
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		51	1	1	0	0	53	41	0	0	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		7	0	1	0	0	8	3	0	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		32	0	0	0	2	30	6	0	0	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		6	0	0	0	0	6	2	0	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		－	0	6	0	0	6	2	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		－	0	3	0	0	3	0	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		87	1	0	0	1	87	42	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		14	3	0	0	0	17	5	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,234	81	14	5	142	2,187	1,120	10	12(2)	8(1)
	灰の貯留施設	796	32	7	2	31	804	420	0	0	0
	小計	*3,030*	*113*	*21*	*7*	*173*	*2,991*	*1,540*	*10*	*12(2)*	*8(1)*
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		45	9	0	0	3	51	12	0	0	0
下水道終末処理施設		246	4	1	－	4	247	219	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		91	12	2	0	3	102	30	1	1	1
合　計		3,722	143	35	7	187	3,713	1,941	11	13(2)	9(1)

※１　ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
※２　事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※３　廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
※４　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※５　施設数欄及び事業場数欄の（　）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表Ｉ－６（１）　　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉							亜鉛回収施設 焙焼炉						
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3							
青森県								1	1					1	1						
岩手県																					
宮城県								1	2					2							
秋田県																					
山形県																					
福島県															1	2					2
茨城県	1	2					2	3	5					5		1					1
栃木県								2	3					3							
群馬県								1	1					1							
埼玉県								5	5					5							
千葉県	1	3					3		1				1								
東京都								2	3					3							
神奈川県								1	1					1							
新潟県								3	4					4							
富山県								1	1					1							
石川県																					
福井県																					
山梨県																					
長野県																					
岐阜県																					
静岡県																					
愛知県	1	3					3	4	13				1	12	2	1					1
三重県																					
滋賀県																					
京都府																					
大阪府								3	4					4							
兵庫県	1	1					1	2	2					2							
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県								2	6					6							
岡山県																					
広島県	1	2					2														
山口県								4	11					11							
徳島県																					
香川県																					
愛媛県																					
高知県																					
福岡県															1						
佐賀県								1	1					1							
長崎県																					
熊本県								1	1					1							
大分県																					
宮崎県																					
鹿児島県																					
沖縄県								1	1					1							
札幌市								1	1					1							
仙台市								2	3					3							
さいたま市																					
千葉市	1	2					2														
横浜市																					
川崎市	1	1					1	1	4					4							
名古屋市								1	1					1							
京都市																					
大阪市		1				1		6	11					11							
神戸市																					
広島市																					
北九州市	2	3					3	2	3					3							
福岡市																					
旭川市																					
秋田市																					
郡山市																					
いわき市															1	1					1
宇都宮市								1	1					1							
川越市																					
船橋市								1	1					1							
横須賀市																					
相模原市																					
新潟市																					
富山市								1	2					2							
金沢市																					
長野市																					
岐阜市								1	2					2							
静岡市																					
浜松市																					
豊橋市								1	1					1							
岡崎市																					
豊田市																					
堺市								2	5					5							
高槻市																					
姫路市								4	5					5	1	1					1
奈良市																					
和歌山市	1	2					2	1	2					2	1	1					1
岡山市																					
倉敷市	1	4					4	2	6					6							
福山市	1	5					5														
高松市								1	1					1							
松山市																					
高知市																					
長崎市																					
熊本市																					
大分市	1	2					2														
宮崎市																					
鹿児島市																					
合　計	14	32	0	0	0	1	31	69	118	0	0	0	2	116	8	7	0	0	0	0	7

※　事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅰ－６（２）　　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設																							
	焼結炉						溶鉱炉						溶解炉						乾燥炉					
	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道																								
青森県	1					1	1					1												
岩手県																								
宮城県																								
秋田県																								
山形県																								
福島県																								
茨城県																								
栃木県																								
群馬県																								
埼玉県																								
千葉県																								
東京都																								
神奈川県																								
新潟県																								
富山県																								
石川県																								
福井県																								
山梨県																								
長野県																								
岐阜県																								
静岡県																								
愛知県													1					1						
三重県																								
滋賀県																								
京都府																								
大阪府																								
兵庫県																								
奈良県																								
和歌山県																								
鳥取県																								
島根県																								
岡山県																								
広島県																								
山口県																								
徳島県																								
香川県																								
愛媛県																								
高知県																								
福岡県							1					1							1					1
佐賀県																								
長崎県																								
熊本県																								
大分県																								
宮崎県																								
鹿児島県																								
沖縄県																								
札幌市																								
仙台市																								
さいたま市																								
千葉市																								
横浜市																								
川崎市																								
名古屋市																								
京都市																								
大阪市																								
神戸市																								
広島市																								
北九州市																								
福岡市																								
旭川市																								
秋田市																								
郡山市																								
いわき市	1					1							2					2						
宇都宮市																								
川越市																								
船橋市																								
横須賀市																								
相模原市																								
新潟市																								
富山市																								
金沢市																								
長野市																								
岐阜市																								
静岡市																								
浜松市																								
豊橋市																								
岡崎市																								
豊田市																								
堺市																								
高槻市																								
姫路市																								
奈良市																								
和歌山市																								
岡山市																								
倉敷市							1					1							1					1
福山市																								
高松市																								
松山市																								
高知市																								
長崎市																								
熊本市																								
大分市																								
宮崎市																								
鹿児島市																								
合　計	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2

※　事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ｉ－６（３）　　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設							アルミニウム合金製造施設																
	小　計							焙焼炉						溶解炉						乾燥炉					
	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道							3							5					5						
青森県	2					2								1				1							
岩手県							1															1			1
宮城県							1							2					2						
秋田県																									
山形県							2							5				1	4						
福島県	2					2	4	1					1	27					27	2					2
茨城県	1					1	9	2					2	32					32	1					1
栃木県							11							59				1	58	3					3
群馬県							4	1					1	5					5						
埼玉県							8							26					26	4					4
千葉県							2							11					11	3					3
東京都																									
神奈川県																									
新潟県							5							12	1			3	10						
富山県							17							44	1			1	44						
石川県							1							1					1						
福井県							4							15					15	1					1
山梨県							1							4					4	1					1
長野県							7							21				2	19	3	1				4
岐阜県							3							4					4						
静岡県							22	4					4	80	1	1		2	80	7	1				8
愛知県	2					2	40	7					7	104	6			2	108	10	1				11
三重県							7	1					1	29				2	27	3					3
滋賀県							4							14					14	1					1
京都府							1							1	2				3						
大阪府							7							19					19	4					4
兵庫県							4	2					2	22					22						
奈良県							1								1				1						
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県							1							3					3						
広島県							1							3					3						
山口県							5							16					16						
徳島県																									
香川県							1							1					1						
愛媛県																									
高知県																									
福岡県	2					2	5							17					17	2					2
佐賀県							2							2					2						
長崎県							1							1					1						
熊本県							8							15					15	1					1
大分県																									
宮崎県							1							1					1						
鹿児島県							2							2					2						
沖縄県																									
札幌市																									
仙台市																									
さいたま市																									
千葉市																									
横浜市							1							2					2	1					1
川崎市							1							4					4						
名古屋市							4							15		5			20						
京都市							1							8					8	1					1
大阪市							1							2					2						
神戸市																									
広島市							1							1					1	1					1
北九州市							5	1					1	4					4						
福岡市																									
旭川市																									
秋田市							1							1					1						
郡山市																									
いわき市	4					4	1							1					1						
宇都宮市																									
川越市							1							1					1						
船橋市							1							2	1			2	1						
横須賀市																									
相模原市																									
新潟市																									
富山市							1							2				1	1	3					3
金沢市																									
長野市																									
岐阜市																									
静岡市																									
浜松市							2							6					6						
豊橋市							2							5					5						
岡崎市							1							1					1						
豊田市							6							31	2			3	30	5	1			1	5
堺市							2							3					3						
高槻市																									
姫路市	1					1																			
奈良市																									
和歌山市	1					1																			
岡山市																									
倉敷市	2					2	3	1					1	10					10						
福山市																									
高松市							1							1					1						
松山市							1							2					2						
高知市																									
長崎市																									
熊本市																									
大分市							1							2					2						
宮崎市																									
鹿児島市							1							2					2						
合　計	17	0	0	0	0	17	235	20	0	0	0	0	20	710	15	6	0	21	710	57	4	1	0	1	61

※　事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅰ－６（４）　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉															
	小　計							4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満							
	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	5					5	236	18						1	17	28			1	1			28
青森県	1				1		145	15							15	30						2	28
岩手県			1			1	147	5							5	27							27
宮城県	2					2	108	5							5	29							29
秋田県							72	4							4	18							18
山形県	5				1	4	124	7							7	11							11
福島県	30					30	110	3							3	35						3	32
茨城県	35					35	336	22	3						25	62						2	60
栃木県	62				1	61	188	13							13	29							29
群馬県	6					6	166	17							17	31	1						32
埼玉県	30					30	304	39	6					2	43	85						1	84
千葉県	14					14	376	47	5						52	77	3					2	78
東京都							244	108	4					1	111	38	3						41
神奈川県							150	28							28	31						2	29
新潟県	12	1			3	10	243	11							11	63	1					3	61
富山県	44	1			1	44	98	6							6	16							16
石川県	1					1	91									17						2	15
福井県	16					16	123	6							6	15							15
山梨県	5					5	85	3							3	24							24
長野県	24	1			2	23	208	7							7	30							30
岐阜県	4					4	259	2							2	35	3						38
静岡県	91	2	1		2	92	354	27		2					29	56	4	1					61
愛知県	121	7			2	126	296	45	1						46	57							57
三重県	33				2	31	206	16	1		2				15	41				2		1	42
滋賀県	15					15	155	3	1						4	27							27
京都府	1	2				3	84	5							5	15							15
大阪府	23					23	160	44	4					1	47	39	1						40
兵庫県	24					24	312	35						3	32	48	1					1	48
奈良県		1				1	153	4							4	27						2	25
和歌山県							119									13						1	12
鳥取県							94	5							5	7							7
島根県							90	6	2					2	6	6							6
岡山県	3					3	117	5							5	15							15
広島県	3					3	161	8							8	25							25
山口県	16					16	172	15							15	34			1			3	30
徳島県							177	3							3	21	2						23
香川県	1					1	132	10							10	10						2	8
愛媛県							187	8							8	23							23
高知県							127									16						2	14
福岡県	19					19	327	18							18	41						1	40
佐賀県	2					2	102	5							5	16							16
長崎県	1					1	127	9						1	8	22							22
熊本県	16					16	126	1							1	27							27
大分県							61	4							4	16						1	15
宮崎県	1					1	90	8							8	16	1						17
鹿児島県	2					2	138									29							29
沖縄県							82	2	3	2					7	21		6					27
札幌市							16	9							9	8							8
仙台市							26	13							13	7							7
さいたま市							13	11							11	1							1
千葉市							36	13	1						14	4							4
横浜市	3					3	83	27							27	7						1	6
川崎市	4					4	39	21							21	7							7
名古屋市	15		5			20	57	19							19	1							1
京都市	9					9	59	21	3						24	1							1
大阪市	2					2	40	30							30	5							5
神戸市							33	18							18	3							3
広島市	2					2	60	11						2	9	6							6
北九州市	5					5	34	16	2						18	5							5
福岡市							19	13						1	12	4							4
旭川市							10	2							2	3							3
秋田市	1					1	10	1							1	2							2
郡山市							20	5							5	2							2
いわき市	1					1	24	12							12	4				1			5
宇都宮市							15	5							5	7						1	6
川越市	1					1	16	2							2	5							5
船橋市	2	1			2	1	14	6		2					8	2							2
横須賀市							10	5							5	3							3
相模原市							26	7							7	2						1	1
新潟市							26	5							5								
富山市	5				1	4	22	1							1								
金沢市							29	5							5	2							2
長野市							25	3							3	1							1
岐阜市							26	5							5	6							6
静岡市							83	9							9	4							4
浜松市	6					6	41	4							4	6							6
豊橋市	5					5	14	4							4	2							2
岡崎市	1					1	22	5							5								
豊田市	36	3			4	35	17	6	3						9	4				1			5
堺市	3					3	25	9							9	2							2
高槻市							7	5							5	2							2
姫路市							40	6	1						7	9	1					2	8
奈良市							18	4							4								
和歌山市							58	6							6	4							4
岡山市							44	7							7	1							1
倉敷市	11					11	38	11							11	9						1	8
福山市							46	6							6	4							4
高松市	1					1	14	2							2								
松山市	2					2	24	5							5	1							1
高知市							25	3							3	1							1
長崎市							16	4							4								
熊本市							20	4							4	1							1
大分市	2					2	31	6							6	3			1				2
宮崎市							9	2	3						5	1							1
鹿児島市	2					2	21	5							5								
合　計	787	19	7	0	22	791	9363	1051	43	6	2	0	0	14	1084	1551	21	7	3	5	0	37	1544

※　事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅰ－６（５）　　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉																							
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満								50kg/h以上～100kg/h未満							
	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	136			1			8	127	81	11					11	81	24	3			1		1	27
青森県	44						7	37	68	13		1			10	70	15	2					1	16
岩手県	50						9	41	78	10	2				9	81	22	3					7	18
宮城県	30	3						33	50	11						61	8		1				1	8
秋田県	50	3						53	24	1					3	22	2							2
山形県	32	1		1			1	31	67	5			1		5	68	16	1					1	16
福島県	67	1					3	65	31	1					7	25	25	3					6	22
茨城県	105		1				7	99	199	21	3	1			26	196	44				1		8	37
栃木県	62	1					1	62	108	4					10	102	25	2					3	24
群馬県	65	3					7	61	60	2					9	53	39	1					7	33
埼玉県	124	1					7	118	104	1	1	3			38	65	79	8			3		11	79
千葉県	93	1					3	91	205	18	2		1		18	208	60	3	1				13	51
東京都	50						3	47	83	7		1			17	72	71	9		3			13	64
神奈川県	49						3	46	70	2			1		16	57	32	2		1			5	28
新潟県	90	1		1			7	83	98	9			1		12	96	55	4				1	9	49
富山県	27						1	26	50	1					6	45	24		1			1	2	22
石川県	30			1			1	28	62	3			1		9	57	15						5	10
福井県	36						2	34	65	8	1				13	61	22						5	17
山梨県	31							31	46	2					9	39	11	1						12
長野県	101	1					3	99	83	6					6	83	27						4	23
岐阜県	73						3	70	124		1				10	115	61		3				1	63
静岡県	135	3					13	125	173	4	2				27	152	70	2					18	54
愛知県	116	4					2	118	112	4					12	104	40	3					5	38
三重県	74	1					3	72	98	4					2	100	31	3					6	28
滋賀県	55						2	53	74	1					7	68	25						2	23
京都府	37						4	33	43	2	3				3	45	13						1	12
大阪府	63	3			1		1	66	50	2		1			5	46	26						3	23
兵庫県	107		1				9	99	139	6	2				10	137	58						9	49
奈良県	55			1			2	52	79	7			1		3	84	19	3					2	20
和歌山県	44						2	42	46	3					2	47	34						9	25
鳥取県	39							39	52	5					7	50	10						1	9
島根県	42							42	33	2	2				1	36	2							2
岡山県	53			1				52	54	2	1		1		2	56	15							15
広島県	71						5	66	89	1					5	85	17							17
山口県	77				1		6	72	77						6	71	33							33
徳島県	57	3					2	58	99	4	7			1	10	99	37	1					10	28
香川県	45			1			2	42	54	5	1		1		3	58	29	1					4	26
愛媛県	62						2	60	87	4					3	88	34	4					1	37
高知県	47			3			7	37	57	9			3		5	64	19	1					2	18
福岡県	86	1		1	1		9	78	159	7		1	1		26	140	81						9	72
佐賀県	55						4	51	55	3					5	53	10	1					1	10
長崎県	87			1			2	84	35	5			1		2	39	15						2	13
熊本県	55						8	47	49	2					6	45	19	1					3	17
大分県	22		1					23	19	2					3	18	8	1						9
宮崎県	36						2	34	43	6					4	45	6						1	5
鹿児島県	45	1						46	69	3					3	69	20						3	17
沖縄県	37	4	1				1	41	21	5	1				1	26	5	2	2				1	8
札幌市	4							4	6						1	5	7			2				5
仙台市	7	1		1			2	5	12				1		2	11	3						2	1
さいたま市	5						2	3	1							1	6						1	5
千葉市	8							8	16	1					5	12	11						2	9
横浜市	22							22	28						3	25	43						8	35
川崎市	17						2	15	3						1	2	11						1	10
名古屋市	5		1				1	5	29						4	25	16					1	4	11
京都市	18						2	16	29						8	21	32						11	21
大阪市	17						1	16	7	1					1	7	8							8
神戸市	7							7	16							16	6						2	4
広島市	39	3						42	21	1					1	21	2							2
北九州市	22						1	21	14						3	11	2						1	1
福岡市	5							5	9		1				2	8	1							1
旭川市	1							1	6						1	5								
秋田市	7							7	2						1	1								
郡山市	2							2	10							10	7							7
いわき市	8			1				7	11						3	8	2	1					1	2
宇都宮市	6							6	4						2	2	2							2
川越市	3						1	2	4							4	4							4
船橋市									8						1	7	3							3
横須賀市	2							2	2	1						3	1							1
相模原市	15						1	14	8						4	4	10						2	8
新潟市	7	1						8	11						1	10	9							9
富山市	6	1						7	10	1					1	10	4							4
金沢市	9						2	7	11	1					1	11	7	2						9
長野市	10							10	14	2					4	12	3							3
岐阜市	7							7	11					1		10	8					3	1	4
静岡市	18						1	17	40	3					6	37	24	1					3	22
浜松市	10							10	22	1						23	9							9
豊橋市	5							5	7							7	1							1
岡崎市	11							11	11							11	5							5
豊田市	6			1				5	4						1	3	3							3
堺市	8						1	7	8	1						9	7	1						8
高槻市	2							2	5	1					1	5								
姫路市	6							6	21	1					2	20	6							6
奈良市	2	1						3	7	2						9	7						2	5
和歌山市	15							15	23		1				1	23	14							14
岡山市	32						1	31	19	1					2	18	5	1					1	5
倉敷市	25		2				1	26	8						1	7	1							1
福山市	12						1	11	40						4	36	7					1	1	5
高松市	9						2	7	8							8	1							1
松山市	13			1			4	8	17				1		3	15	1							1
高知市	5						1	4	16	1	1				1	17	3							3
長崎市	1							1	8							8	4							4
熊本市	8						1	7	11	1					2	10	2							2
大分市	19	2			1		3	19	7	2					1	8	4							4
宮崎市									4							4	2	1						3
鹿児島市	8							8	9							9	3							3
合　計	3421	45	7	16	4	0	195	3266	4220	256	32	8	15	2	482	4031	1670	72	8	6	5	7	239	1503

※　事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ｉ－６（６）　　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉																合　計								
	50kg/h未満（0.5㎡以上）								小　計																
	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	12	2						14	299	16		2	2		21	294	243	308	16		2	2		21	303
青森県	14	5			1		2	18	186	20		1	1		22	184	147	190	20		1	1		23	187
岩手県	10						3	7	192	13	2				28	179	148	192	13	3				28	180
宮城県	4							4	126	14	1				1	140	110	130	14	1				1	144
秋田県	5							5	103	4					3	104	72	103	4					3	104
山形県	5						1	4	138	7		1	1		8	137	126	143	7		1	1		9	141
福島県	13						6	7	174	5					25	154	115	206	5					25	186
茨城県	19		1				2	18	451	24	5	1	1		45	435	349	494	24	5	1	1		45	478
栃木県	11						1	10	248	7					15	240	201	313	7					16	304
群馬県	21	1					7	15	233	8					30	211	171	240	8					30	218
埼玉県	30	3	1				15	19	461	19	2	3	3		74	408	317	496	19	2	3	3		74	443
千葉県	28			1			5	22	510	30	3	1	1		41	502	379	528	30	3	1	1		42	519
東京都	34	1	1		4		8	32	384	24	1	4	4		42	367	246	387	24	1	4	4		42	370
神奈川県	14	1					2	13	224	5		1	1		28	201	151	225	5		1	1		28	202
新潟県	20	4						24	337	19		1	1	1	31	324	251	353	20		1	1	1	34	338
富山県	2							2	125	1	1			1	9	117	116	170	2	1			1	10	162
石川県	2						2		126	3		1	1		19	110	92	127	3		1	1		19	111
福井県	9							9	153	8	1				20	142	127	169	8	1				20	158
山梨県	7						1	6	122	3					10	115	86	127	3					10	120
長野県	12						2	10	260	7					15	252	215	284	8					17	275
岐阜県	18		1				2	17	313	3	5				16	305	262	317	3	5				16	309
静岡県	22	3					6	19	483	16	5				64	440	376	574	18	6				66	532
愛知県	22						3	19	392	12					22	382	343	531	19					25	525
三重県	19						2	17	279	9		2	2		14	274	213	312	9		2	2		16	305
滋賀県	21						4	17	205	2					15	192	159	220	2					15	207
京都府	1						1		114	2	3				9	110	85	115	4	3				9	113
大阪府	17	3					3	17	239	13		1	1		13	239	170	266	13		1	1		13	266
兵庫県	25		1				3	23	412	7	4				35	388	319	439	7	4				35	415
奈良県	3							3	187	10		1	1		9	188	154	187	11		1	1		9	189
和歌山県	18						1	17	155	3					15	143	119	155	3					15	143
鳥取県	4	1						5	117	6					8	115	94	117	6					8	115
島根県	9							9	98	4	2				3	101	92	104	4	2				3	107
岡山県	12						1	11	154	2	1	1	1		3	154	118	157	2	1	1	1		3	157
広島県	19	1						20	229	2					10	221	163	234	2					10	226
山口県	14							14	250			1	1		15	235	181	277			1	1		15	262
徳島県	15						6	9	232	10	7			1	28	220	177	232	10	7			1	28	220
香川県	11						1	10	159	6	1	1	1		12	154	133	160	6	1	1	1		12	155
愛媛県	15	1						16	229	9					6	232	187	229	9					6	232
高知県	13					1	3	9	152	10		3	3	1	19	142	127	152	10		3	3	1	19	142
福岡県	38						9	29	423	8		2	2		54	377	333	444	8		2	2		54	398
佐賀県	7						1	6	148	4					11	141	105	151	4					11	144
長崎県	9						1	8	177	5		1	1		8	174	128	178	5		1	1		8	175
熊本県	18	1					4	15	169	4					21	152	135	186	4					21	169
大分県	5							5	74	3	1				4	74	61	74	3	1				4	74
宮崎県									109	7					7	109	91	110	7					7	110
鹿児島県	5							5	168	4					6	166	140	170	4					6	168
沖縄県	7		1				4	4	93	14	13				7	113	83	94	14	13				7	114
札幌市	2				2			4	36			2	2		1	35	17	37			2	2		1	36
仙台市	1							1	43	1		1	1		6	38	28	46	1		1	1		6	41
さいたま市	2							2	26						3	23	13	26						3	23
千葉市	6	1					1	6	58	3					8	53	37	60	3					8	55
横浜市	10						3	7	137						15	122	84	140						15	125
川崎市	6						1	5	65						5	60	42	74						5	69
名古屋市	14						2	12	84		1			1	11	73	62	100		6			1	11	94
京都市									101	3					21	83	60	110	3					21	92
大阪市									67	1					2	66	47	81	1					3	79
神戸市	1							1	51						2	49	33	51						2	49
広島市	4							4	83	4					3	84	61	85	4					3	86
北九州市	4						2	2	63	2					7	58	43	74	2					7	69
福岡市	1							1	33		1				3	31	19	33		1				3	31
旭川市	1	1						2	13	1					1	13	10	13	1					1	13
秋田市									12						1	11	11	13						1	12
郡山市									26							26	20	26							26
いわき市									37	1		1	1		4	34	26	42	1		1	1		4	39
宇都宮市	1							1	25						3	22	16	26						3	23
川越市	2						1	1	20						2	18	17	21						2	19
船橋市									19		2				1	20	16	22	1	2				3	22
横須賀市	1	4						5	14	5						19	10	14	5						19
相模原市	2							2	44						8	36	26	44						8	36
新潟市	2							2	34	1					1	34	26	34	1					1	34
富山市	2							2	23	2					1	24	24	30	2					2	30
金沢市	1							1	35	3					3	35	29	35	3					3	35
長野市									31	2					4	29	25	31	2					4	29
岐阜市	4					1		3	41					5	1	35	27	43					5	1	37
静岡市	10						2	8	105	4					12	97	83	105	4					12	97
浜松市	2							2	53	1						54	43	59	1						60
豊橋市									19							19	17	25							25
岡崎市	2							2	34							34	23	35							35
豊田市	1	1						2	24	4		1	1		1	27	23	60	7		1	1		5	62
堺市	1							1	35	2					1	36	29	43	2					1	44
高槻市									14	1					1	14	7	14	1					1	14
姫路市	5						3	2	53	3					7	49	45	59	3					7	55
奈良市	3						1	2	23	3					3	23	18	23	3					3	23
和歌山市	10						2	8	72		1				3	70	61	77		1				3	75
岡山市	4	1					3	2	68	3					7	64	44	68	3					7	64
倉敷市	4						1	3	58		2				4	56	44	81		2				4	79
福山市	2					1	1		71					2	7	62	47	76					2	7	67
高松市									20						2	18	16	22						2	20
松山市									37			1	1		7	30	25	39			1	1		7	32
高知市									28	1	1				2	28	25	28	1	1				2	28
長崎市	2						1	1	19						1	18	16	19						1	18
熊本市	1		1					2	27	1	1				3	26	20	27	1	1				3	26
大分市	4						1	3	43	4		1	1		5	42	33	47	4		1	1		5	46
宮崎市	1							1	10	4						14	9	10	4						14
鹿児島市									25							25	22	27							27
合　計	758	35	7	1	7	3	137	666	12671	472	67	36	36	12	1104	12094	9689	13625	491	74	36	36	12	1129	13049

※　事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ｉ－７（１）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	19						19	2	2						2
青森県	1	8						8	1		1					1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	3						3	1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									2	7						7
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県		1					1									
岐阜県	1	2						2								
静岡県	6	10						10								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	2						2	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	6						6	1	1						1
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	6						6								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	6						6								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県									1			1				1
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
旭川市	1	3						3								
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市									1	1						1
浜松市									2	5						5
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市									2	2						2
高槻市																
姫路市									1	1						1
奈良市																
和歌山市									1	1						1
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	37	102	0	0	0	0	1	101	41	51	1	1	0	0	0	53

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（２）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設								ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設							
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1			1				1
東京都																
神奈川県																
新潟県										3						3
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	0	1	0	0	0	8

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、
　　法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（３）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設								カﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	9						9								
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県									1	3						3
三重県	1	6						6								
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県	1	4						4								
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県	2	7						7								
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市		2					2									
名古屋市									1	3						3
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市	1	4						4								
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	6	32	0	0	0	0	2	30	2	6	0	0	0	0	0	6

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－７（４）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設								4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1			3				3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県		2						2	1			3				3
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	2						2								
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	1	4	0	0	0	0	0	4	2	－	0	6	0	0	0	6

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－７（５）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設							
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県				3				3								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県									1	7						7
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	0	－	0	3	0	0	0	3	1	7	0	0	0	0	0	7

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－７（６）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	2	2						2	1	4						4
茨城県	2	4						4								
栃木県	2	6						6								
群馬県																
埼玉県	2	3						3								
千葉県	1	1						1								
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県	7	12						12								
石川県																
福井県	2	8						8								
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	6	21	1					22								
愛知県	2	4						4								
三重県	2	2						2								
滋賀県	3	3						3								
京都府																
大阪府																
兵庫県	2	3						3								
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県	1	2						2								
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1	1	1						1
高知県																
福岡県									1	3						3
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市	1	2						2								
川崎市																
名古屋市	1	4						4								
京都市	1	4						4								
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市									1	3	3					6
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市		1					1									
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市	1	1						1								
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市									1	3						3
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	42	87	1	0	0	0	1	87	5	14	3	0	0	0	0	17

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（７）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設									灰の貯留施設								
	事業場数	１４年度末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	１５年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数	１４年度末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	１５年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	20	44	1					8	37	7	10	1						11
青森県	11	23							23	7	8						1	7
岩手県	7	8	1					2	7	1	1							1
宮城県	2	4		1					5									
秋田県	1	1							1	5	5	1						6
山形県	13	13	1					1	13	8	8							8
福島県	12	40						8	32	20	27						1	26
茨城県	39	76	3					3	76	12	14						1	13
栃木県	9	12	2						14	6	8		1					9
群馬県	6	10	1					2	9	9	9	1						10
埼玉県	74	139	15	2				14	142	21	54	3					5	52
千葉県	28	102						5	97	27	41							41
東京都	32	64	2					4	62	12	51	3					1	53
神奈川県	17	45		4				6	43	6	23						4	19
新潟県	20	33	3					7	29	18	19		2				1	20
富山県	10	31						1	30	2	5							5
石川県	2	6						3	3	7	9						1	8
福井県	12	30						1	29	5	8							8
山梨県	12	21						6	15	4	5						2	3
長野県	35	83	2					1	84		25	2						27
岐阜県	36	49						4	45									
静岡県	46	78	2					3	77	7	12	3	1				1	15
愛知県	39	67	2					2	67	21	29	2					1	30
三重県	24	41						1	40	6	7							7
滋賀県	7	13		1				1	13	3	4							4
京都府	5	11						1	10	7	9							9
大阪府	55	144	6		4			5	145		19			2				19
兵庫県	39	80						9	71	35	46						2	44
奈良県	28	30						1	29	7	8						1	7
和歌山県	9	14						4	10	14	16							16
鳥取県	5	14						1	13	9	16							16
島根県	18	19							19		4						1	3
岡山県	15	21							21	8	15						1	14
広島県	15	28							28	7	7	1						8
山口県	24	61	3					5	59	1	3							3
徳島県	21	32	9	1		1		3	39	6	9						1	8
香川県	8	11	5					2	14	7	16	1					2	15
愛媛県	10	13							13	2	2							2
高知県	12	17						2	15									
福岡県	32	51	3					3	51	13	26	1					1	26
佐賀県	9	16						2	14	6	7							7
長崎県	15	21		2					23	4	4		1					5
熊本県	2	3							3	2	3							3
大分県	4	4							4									
宮崎県	4	5							5									
鹿児島県																		
沖縄県	19	20		2					22	9	9		2				2	9
札幌市	3	9							9	4	7							7
仙台市	6	9	2					1	10	4	4							4
さいたま市	4	7						1	6	3	6							6
千葉市	6	20	1						21	2	9							9
横浜市	8	22							22	5	27							27
川崎市	18	42		1				3	40	4	5							5
名古屋市	5	23							23	1	6							6
京都市	8	13	2						15	1	5	1						6
大阪市	8	33							33		12							12
神戸市	8	17							17	2	8							8
広島市	22	41	2						43	1	10							10
北九州市	14	36							36	4	7	7						14
福岡市	5	19							19	1	6							6
旭川市																		
秋田市	4	9							9									
郡山市	2	2							2	2	2							2
いわき市	6	19	1					1	19									
宇都宮市	5	12							12		4							4
川越市	5	7							7	2	6							6
船橋市										2	2							2
横須賀市	4	10	2						12	1	6							6
相模原市	2	7							7	1	3							3
新潟市	5	8	1						9		1							1
富山市	1	6						1	5	2	2							2
金沢市	3	7	1					1	7	1	1							1
長野市	13	20	1					2	19	1	1							1
岐阜市	4	7							7									
静岡市	8	11							11	3	3							3
浜松市	3	6							6		1							1
豊橋市	1	3							3	3	4							4
岡崎市	6	10						3	7									
豊田市	4	2	4						6	3	2	1						3
堺市	8	11						1	10	2	7						1	6
高槻市	2	13						1	12		3							3
姫路市	9	18	2						20	1	9	3						12
奈良市	2	3							3	1	2							2
和歌山市	4	7						1	6		2							2
岡山市	6	7	1					1	7	4	5							5
倉敷市	11	33							33	2	4							4
福山市	7	14							14		1							1
高松市	3	3							3									
松山市	1	6						3	3									
高知市	2	4						1	3	1	2							2
長崎市	4	6							6		2							2
熊本市		2							2	2	2							2
大分市	6	19							19		3							3
宮崎市		2							2	2	1	1						2
鹿児島市	1	1							1	1	2							2
合　計	1120	2234	81	14	4	1	0	142	2187	420	796	32	7	2	0	0	31	804

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（８）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小　計																
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	27	54	2					8	48	1	1						1
青森県	18	31						1	30								
岩手県	8	9	1					2	8								
宮城県	2	4		1					5								
秋田県	6	6	1						7								
山形県	21	21	1					1	21								
福島県	32	67						9	58								
茨城県	51	90	3					4	89								
栃木県	15	20	2	1					23								
群馬県	15	19	2					2	19								
埼玉県	95	193	18	2				19	194								
千葉県	55	143						5	138	1	2						2
東京都	44	115	5					5	115								
神奈川県	23	68		4				10	62		1					1	
新潟県	38	52	3	2				8	49		1						1
富山県	12	36						1	35	1	1						1
石川県	9	15						4	11								
福井県	17	38						1	37								
山梨県	16	26						8	18								
長野県	35	108	4					1	111								
岐阜県	36	49						4	45								
静岡県	53	90	5	1				4	92								
愛知県	60	96	4					3	97								
三重県	30	48						1	47								
滋賀県	10	17		1				1	17								
京都府	12	20						1	19								
大阪府	55	163	6		6			5	164								
兵庫県	74	126						11	115								
奈良県	35	38						2	36								
和歌山県	23	30						4	26								
鳥取県	14	30						1	29								
島根県	18	23						1	22								
岡山県	23	36						1	35								
広島県	22	35	1						36								
山口県	25	64	3					5	62								
徳島県	27	41	9	1		1		4	47								
香川県	15	27	6					4	29								
愛媛県	12	15							15								
高知県	12	17						2	15								
福岡県	45	77	4					4	77								
佐賀県	15	23						2	21								
長崎県	19	25		3					28	1	2						2
熊本県	4	6							6								
大分県	4	4							4								
宮崎県	4	5							5								
鹿児島県																	
沖縄県	28	29		4				2	31								
札幌市	7	16							16								
仙台市	10	13	2					1	14								
さいたま市	7	13						1	12								
千葉市	8	29	1						30	1	1						1
横浜市	13	49							49	1	1						1
川崎市	22	47		1				3	45	2	30						30
名古屋市	6	29							29	1		1					1
京都市	9	18	3						21								
大阪市	8	45							45	1	4					2	2
神戸市	10	25							25								
広島市	23	51	2						53								
北九州市	18	43	7						50	1		8					8
福岡市	6	25							25								
旭川市																	
秋田市	4	9							9								
郡山市	4	4							4								
いわき市	6	19	1					1	19								
宇都宮市	5	16							16								
川越市	7	13							13								
船橋市	2	2							2								
横須賀市	5	16	2						18								
相模原市	3	10							10								
新潟市	5	9	1						10								
富山市	3	8						1	7	1	1						1
金沢市	4	8	1					1	8								
長野市	14	21	1					2	20								
岐阜市	4	7							7								
静岡市	11	14							14								
浜松市	3	7							7								
豊橋市	4	7							7								
岡崎市	6	10						3	7								
豊田市	7	4	5						9								
堺市	10	18						2	16								
高槻市	2	16						1	15								
姫路市	10	27	5						32								
奈良市	3	5							5								
和歌山市	4	9						1	8								
岡山市	10	12	1					1	12								
倉敷市	13	37							37								
福山市	7	15							15								
高松市	3	3							3								
松山市	1	6						3	3								
高知市	3	6						1	5								
長崎市	4	8							8								
熊本市	2	4							4								
大分市	6	22							22								
宮崎市	2	3	1						4								
鹿児島市	2	3							3								
合　計	1540	3030	113	21	6	1	0	173	2991	12	45	9	0	0	0	3	51

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（９）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							
	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	１４年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	１５年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	6				6	1	1						1
青森県	1		1			1								
岩手県	1	1				1		1						1
宮城県	1	1				1								
秋田県														
山形県	1	1				1								
福島県								1						1
茨城県	4	4				4		1						1
栃木県	1	1				1								
群馬県	4	6				6								
埼玉県	10	10				10		4					1	3
千葉県	3	3				3	4	5						5
東京都	20	20				20								
神奈川県	12	12				12								
新潟県							5	48	9				1	56
富山県	3	3				3								
石川県														
福井県	1	1				1								
山梨県	1	1				1								
長野県	2	2				2								
岐阜県	3	3				3								
静岡県	2	2				2		1						1
愛知県	7	7				7		1						1
三重県	2	2				2	1	3						3
滋賀県	2	2				2								
京都府	2	3			1	2								
大阪府	16	16				16								
兵庫県	10	10				10								
奈良県	1	1				1								
和歌山県							1	1						1
鳥取県	4	4				4								
島根県	1	1				1	1	1						1
岡山県	1	1				1								
広島県														
山口県	2	3				3	2	4	1					5
徳島県														
香川県														
愛媛県							1	4						4
高知県														
福岡県							1			1				1
佐賀県														
長崎県	2	2				2	1	1						1
熊本県														
大分県														
宮崎県	1	1				1								
鹿児島県														
沖縄県							2	1	1					2
札幌市	4	5			1	4								
仙台市	2	2				2								
さいたま市														
千葉市	2	4				4	1	1						1
横浜市	7	24				24	2	2						2
川崎市	2	2	2			4								
名古屋市	6	6				6								
京都市	4	3		1		4								
大阪市	9	9				9								
神戸市	5	5				5								
広島市	5	7				7								
北九州市	3	3	1			4								
福岡市	3	3				3								
旭川市	1	1				1								
秋田市	2	2				2								
郡山市	1	1				1	1	1						1
いわき市	1	1				1		1						1
宇都宮市							1	1						1
川越市		1			1									
船橋市														
横須賀市	2	2				2								
相模原市														
新潟市	1	1				1				1				1
富山市	1	1				1	1		1					1
金沢市	1	1				1								
長野市	3	3				3								
岐阜市	2	2				2								
静岡市	5	6				6								
浜松市	2	2				2								
豊橋市	1	1				1								
岡崎市	1	1				1								
豊田市														
堺市	2	2				2								
高槻市	1	1				1								
姫路市	2	2				2								
奈良市														
和歌山市	2	2				2	1	2					1	1
岡山市	1	1				1								
倉敷市	1	1				1		1						1
福山市	1	1				1								
高松市	1	1				1								
松山市														
高知市	1	1				1	1	1						1
長崎市														
熊本市	2	3			1	2								
大分市							2	3						3
宮崎市	1	1				1								
鹿児島市	1	1				1								
合　計	219	246	4	1	4	247	30	91	12	2	0	0	3	102

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（１０）　　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	合　計								
	事業場数	１４年度末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	１５年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	43	83	2					8	77
青森県	21	39	2					1	40
岩手県	10	12	1					2	11
宮城県	6	12		1					13
秋田県	6	6	1						7
山形県	22	22	1					1	22
福島県	36	74		6				9	71
茨城県	60	112	3					4	111
栃木県	19	28	2	1					31
群馬県	20	26	2					2	26
埼玉県	108	211	18	2				20	211
千葉県	66	155		1				5	151
東京都	64	135	5					5	135
神奈川県	36	82		4				11	75
新潟県	45	111	12	2				9	116
富山県	25	55						1	54
石川県	9	15						4	11
福井県	20	47						1	46
山梨県	17	27						8	19
長野県	38	113	4					2	115
岐阜県	41	55						4	51
静岡県	69	128	6	4				4	134
愛知県	74	116	4					3	117
三重県	37	71						1	70
滋賀県	15	22		1				1	22
京都府	15	24						2	22
大阪府	71	179	6		6			5	180
兵庫県	89	146						11	135
奈良県	36	39						2	37
和歌山県	24	31						4	27
鳥取県	19	38						1	37
島根県	21	26						1	25
岡山県	25	38						1	37
広島県	26	42	1						43
山口県	34	85	4					5	84
徳島県	28	43	9	1		1		4	49
香川県	17	29	6					4	31
愛媛県	18	34							34
高知県	12	17						2	15
福岡県	48	81	4	1				4	82
佐賀県	15	23						2	21
長崎県	24	31		3					34
熊本県	6	8							8
大分県	4	4							4
宮崎県	6	12							12
鹿児島県	2	2							2
沖縄県	31	30	1	5				2	34
札幌市	11	21						1	20
仙台市	12	15	2					1	16
さいたま市	7	13						1	12
千葉市	13	36	1						37
横浜市	25	81							81
川崎市	26	81	2	1				5	79
名古屋市	15	42	1						43
京都市	14	25	3	1					29
大阪市	18	58						2	56
神戸市	15	30							30
広島市	29	59	2						61
北九州市	24	48	16						64
福岡市	9	28							28
旭川市	2	4							4
秋田市	8	13							13
郡山市	6	6							6
いわき市	9	26	4					1	29
宇都宮市	6	17							17
川越市	7	14						1	13
船橋市	2	2							2
横須賀市	7	18	2						20
相模原市	3	10							10
新潟市	8	14	1	1					16
富山市	6	11	1					2	10
金沢市	5	9	1					1	9
長野市	17	24	1					2	23
岐阜市	6	9							9
静岡市	17	21							21
浜松市	7	14							14
豊橋市	5	8							8
岡崎市	7	11						3	8
豊田市	7	4	5						9
堺市	15	23						2	21
高槻市	3	17						1	16
姫路市	13	30	5						35
奈良市	3	5							5
和歌山市	8	14						2	12
岡山市	11	13	1					1	13
倉敷市	16	46							46
福山市	8	16							16
高松市	4	4							4
松山市	1	6						3	3
高知市	5	8						1	7
長崎市	4	8							8
熊本市	4	7						1	6
大分市	9	26							26
宮崎市	3	4	1						5
鹿児島市	3	4							4
合　計	1941	3722	143	35	6	1	0	187	3713

※１　法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
※２　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※３　「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※４　「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－８（１）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設													廃棄物焼却炉		
		焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計			4t/h以上	
	15年度末事業場数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末事業場数	15年度末施設数	14年度末施設数
北海道														1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県														2(1)		
茨城県																
栃木県														1	2	2
群馬県														1		
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県														1		
福井県														2(2)		
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府														1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県														2		
香川県																
愛媛県	1	2	2							1	1	3	3	1		
高知県																
福岡県														1		
佐賀県														1		
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県														1		
沖縄県														2		
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市														1		
横浜市																
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市														1(1)		
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市														1	1	1
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	20(4)	3	3

※１　法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲したが、
それぞれの規定により措置された施設の種類は、いずれも廃棄物焼却炉であった。

表Ⅰ－８（２）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉												合　計		
	2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満（0.5㎡以上）		小計				
	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末施設数	14年度末施設数	15年度末 事業場数	15年度末 施設数	14年度末施設数
北海道					1	1					1	1	1	1	1
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
茨城県															
栃木県											2	2	1	2	2
群馬県					1	1					1	1	1	1	1
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県					1	1					1	1	1	1	1
福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)			6(6)	6(6)	2(2)	6(6)	6(6)
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府			1								1		1	1	
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県			1	1	1	1					2	2	2	2	2
香川県															
愛媛県			1								1		2	4	3
高知県															
福岡県			2	2							2	2	1	2	2
佐賀県			1	1							1	1	1	1	1
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県			1	1							1	1	1	1	1
沖縄県			2	2							2	2	2	2	2
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市			1	1							1	1	1	1	1
横浜市															
川崎市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
旭川市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1(1)										1(1)		1(1)	1(1)	
宇都宮市															
川越市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
新潟市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
静岡市															
浜松市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
堺市															
高槻市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市											1	1	1	1	1
福山市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合　計	1(1)	0	14(3)	12(3)	6(2)	6(2)	2(2)	2(2)	0	0	26(8)	23(7)	21(4)	29(8)	26(7)

※１　法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲したが、
　　それぞれの規定により措置された施設の種類は、いずれも廃棄物焼却炉であった。

表Ｉ－９　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合　計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	15年度末		14年度末	15年度末		14年度末	15年度末		14年度末	15年度末		14年度末	15年度末		14年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
茨城県															
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市	1	1	1				1	1	1				1	1	1
横浜市															
川崎市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
旭川市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1(1)	2(2)					1(1)	2(2)					1(1)	2(2)	
宇都宮市															
川越市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
新潟市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
静岡市															
浜松市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
堺市															
高槻市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市															
福山市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合　計	8(1)	12(2)	10	0	0	0	8(1)	12(2)	10	1	1	1	9(1)	13(2)	11

※１　法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲したが、いわき市の１事業場については、いずれも廃ガス洗浄施設であった。

表Ｉ－１０（１）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県・政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設												
								焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉		
	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)	別表第一 法施行後設置 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)
北海道	1	1		3	3														
青森県				1	1						1	1		1	1				
岩手県																			
宮城県				2	2														
秋田県																			
山形県																			
福島県								2	2										
茨城県	2	2		5	5			1	1										
栃木県				3	3														
群馬県				1	1														
埼玉県				5	5														
千葉県	3	3																	
東京都				3	3														
神奈川県				1	1														
新潟県				4	4														
富山県				1	1														
石川県																			
福井県																			
山梨県																			
長野県																			
岐阜県																			
静岡県																			
愛知県	3	3		12	12			1	1								1	1	
三重県																			
滋賀県																			
京都府																			
大阪府				4	3		1												
兵庫県	1	1		2	1		1												
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県				6	6														
岡山県																			
広島県	2	2																	
山口県				11	10		1												
徳島県																			
香川県																			
愛媛県																			
高知県																			
福岡県														1	1				
佐賀県				1	1														
長崎県																			
熊本県				1	1														
大分県																			
宮崎県																			
鹿児島県																			
沖縄県				1	1														
札幌市				1	1														
仙台市				3	3														
さいたま市																			
千葉市	2	1	1																
横浜市																			
川崎市	1	1		4	4														
名古屋市				1	1														
京都市																			
大阪市				11	10	1													
神戸市																			
広島市																			
北九州市	3	3		3	3														
福岡市																			
旭川市																			
秋田市																			
郡山市																			
いわき市								1	1		1	1					2	2	
宇都宮市				1	1														
川越市																			
船橋市				1		1													
横須賀市																			
相模原市																			
新潟市																			
富山市				2	2														
金沢市																			
長野市																			
岐阜市				2	2														
静岡市																			
浜松市																			
豊橋市				1	1														
岡崎市																			
豊田市																			
堺市				5	5														
高槻市																			
姫路市				5	5			1	1										
奈良市																			
和歌山市	2	2		2	2			1	1										
岡山市																			
倉敷市	4	4		6	6									1	1				
福山市	5	4	1																
高松市				1	1														
松山市																			
高知市																			
長崎市																			
熊本市																			
大分市	2	2																	
宮崎市																			
鹿児島市																			
合　計	31	29	2	116	111	2	3	7	7	0	2	2	0	3	3	0	3	3	0

表Ｉ－１０（２）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉			小　計			焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	１５年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)
北海道										5	5					5	5	
青森県				2	2								1	1		1	1	
岩手県										2	2					2	2	
宮城県																		
秋田県										4	4					4	4	
山形県																		
福島県				2	2		1	1		27	25	2	2	2		30	28	2
茨城県				1	1		2	2		32	32		1	1		35	35	
栃木県										58	56	2	3	2	1	61	58	3
群馬県							1	1		5	5					6	6	
埼玉県										26	25	1	4	2	2	30	27	3
千葉県										11	11		3	3		14	14	
東京都																		
神奈川県																		
新潟県										10	7	3				10	7	3
富山県										44	42	2				44	42	2
石川県										1	1					1	1	
福井県										15	14	1	1	1		16	15	1
山梨県										4	4		1	1		5	5	
長野県										19	8	11	4	3	1	23	11	12
岐阜県										4	4					4	4	
静岡県							4	3	1	80	63	17	8	6	2	92	72	20
愛知県				2	2		7	5	2	108	87	21	11	9	2	126	101	25
三重県							1		1	27	14	13	3	1	2	31	15	16
滋賀県										14	13	1	1	1		15	14	1
京都府										3	1	2				3	1	2
大阪府										19	19		4	3	1	23	22	1
兵庫県							2	2		22	22					24	24	
奈良県										1		1				1		1
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県										3	3					3	3	
広島県										3	3					3	3	
山口県										16	15	1				16	15	1
徳島県																		
香川県										1	1					1	1	
愛媛県																		
高知県																		
福岡県	1	1		2	2					17	15	2	2	1	1	19	16	3
佐賀県										2	2					2	2	
長崎県										1	1					1	1	
熊本県										15	11	4	1	1		16	12	4
大分県																		
宮崎県										1	1					1	1	
鹿児島県										2	1	1				2	1	1
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市										2	2		1	1		3	3	
川崎市										4	4					4	4	
名古屋市										20	19	1				20	19	1
京都市										8	8		1	1		9	9	
大阪市										2	2					2	2	
神戸市																		
広島市										1	1		1	1		2	2	
北九州市							1		1	4	4					5	4	1
福岡市																		
旭川市																		
秋田市										1	1					1	1	
郡山市																		
いわき市				4	4					1		1				1		1
宇都宮市																		
川越市										1	1					1	1	
船橋市										1		1				1		1
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市										1		1	3		3	4		4
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市										6	6					6	6	
豊橋市										5	5					5	5	
岡崎市										1	1					1	1	
豊田市										30	22	8	5	3	2	35	25	10
堺市										3	3					3	3	
高槻市																		
姫路市				1	1													
奈良市																		
和歌山市				1	1													
岡山市																		
倉敷市	1		1	2	1	1	1	1		10	10					11	11	
福山市																		
高松市										1	1					1	1	
松山市										2	2					2	2	
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市										2	2					2	2	
宮崎市																		
鹿児島市										2	2					2	2	
合　計	2	1	1	17	16	1	20	15	5	710	613	97	61	44	17	791	672	119

表Ｉ－１０（３）　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉[1]																			
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一	
			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)
北海道	17	11		6	28	19	2	7	127	107	5	15	81	44	1	36	27	21		6
青森県	15	12		3	28	16	8	4	37	32	3	2	70	28	6	36	16	9		7
岩手県	5	5			27	22	1	4	41	35	3	3	81	52	1	28	18	11		7
宮城県	5	3		2	29	25		4	33	29		4	61	27		34	8	6		2
秋田県	4	2	2		18	14		4	53	44	3	6	22	14		8	2	2		
山形県	7	4	2	1	11	6	1	4	31	13	10	8	68	29	7	32	16	6	6	4
福島県	3	3			32	30		2	65	59	1	5	25	21		4	22	15		7
茨城県	25	15	2	8	60	47	7	6	99	80	7	12	196	113		83	37	26		11
栃木県	13	11		2	29	25	2	2	62	58		4	102	67		35	24	15		9
群馬県	17	17			32	29		3	61	49	4	8	53	31		22	33	21		12
埼玉県	43	26	4	13	84	82		2	118	111	2	5	65	55		10	79	35		44
千葉県	52	39	1	12	78	65	2	11	91	77	5	9	208	86		122	51	36		15
東京都	111	81	16	14	41	31	1	9	47	37	8	2	72	52		20	64	40		24
神奈川県	28	26		2	29	29			46	41	1	4	57	49		8	28	21		7
新潟県	11	9		2	61	55	4	2	83	69	8	6	96	52	1	43	49	34		15
富山県	6	4		2	16	15		1	26	21	1	4	45	31		14	22	20		2
石川県					15	13		2	28	24	2	2	57	35		22	10	10		
福井県	6	6			15	15			34	26	5	3	61	35		26	17	16		1
山梨県	3	3			24	15		9	31	28	1	2	39	25		14	12	10		2
長野県	7	7			30	29		1	99	88	6	5	83	56		27	23	17		6
岐阜県	2	2			38	21	4	13	70	60	8	2	115	112		3	63	59		4
静岡県	29	21	2	6	61	49	8	4	125	108	6	11	152	112		40	54	36		18
愛知県	46	37	4	5	57	48	3	6	118	97	10	11	104	87		17	38	32		6
三重県	15	9	4	2	42	29	5	8	72	58	10	4	100	56	24	20	28	13	7	8
滋賀県	4	3		1	27	26	1		53	44		9	68	53		15	23	17		6
京都府	5	3		2	15	15			33	30		3	45	27		18	12	11		1
大阪府	47	36	2	9	40	36	1	3	66	56	5	5	46	37		9	23	21		2
兵庫県	32	26	1	5	48	42	1	5	99	88	9	2	137	109		28	49	44		5
奈良県	4	4			25	19		6	52	48		4	84	43		41	20	13		7
和歌山県					12	10	2		42	38	2	2	47	30		17	25	24		1
鳥取県	5	5			7	3	3	1	39	34	2	3	50	36		14	9	8		1
島根県	6	4		2	6	6			42	34	4	4	36	25		11	2	2		
岡山県	5	5			15	15			52	46	4	2	56	46		10	15	13		2
広島県	8	3		5	25	23		2	66	57	5	4	85	62		23	17	14		3
山口県	15	12		3	30	21	1	8	72	57	5	10	71	58		13	33	32		1
徳島県	3	2		1	23	20		3	58	47	6	5	99	71		28	28	23		5
香川県	10	4		6	8	6		2	42	39		3	58	32		26	26	22		4
愛媛県	8	8			23	13	5	5	60	48	9	3	88	54		34	37	30		7
高知県					14	8	2	4	37	30	5	2	64	41		23	18	15		3
福岡県	18	15		3	40	35		5	78	59	8	11	140	113		27	72	71		1
佐賀県	5	1		4	16	14		2	51	45	3	3	53	37	1	15	10	8		2
長崎県	8	2	3	3	22	18		4	84	66	7	11	39	28		11	13	10		3
熊本県	1	1			27	15	8	4	47	37	4	6	45	25		20	17	13		4
大分県	4	4			15	13		2	23	22		1	18	13		5	9	8		1
宮崎県	8	5	3		17	16		1	34	28	3	3	45	5	11	29	5		2	3
鹿児島県					29	21	4	4	46	35	1	10	69	41		28	17	12		5
沖縄県	7	4		3	27	24		3	41	24	2	15	26	9		17	8	4		4
札幌市	9	6	3		8	5	1	2	4	3	1		5	2		3	5	5		
仙台市	13	9		4	7	5		2	5	3		2	11	8		3	1	1		
さいたま市	11	11			1		1		3	2	1		1	1			5	2		3
千葉市	14	8	2	4	4	4			8	6		2	12	9		3	9	6		3
横浜市	27	23	4		6	5	1		22	15	3	4	25	23		2	35	32		3
川崎市	21	17		4	7	3	3	1	15	12		3	2	2			10	4		6
名古屋市	19	19			1	1			5	5			25	18		7	11	10		1
京都市	24	18	3	3	1	1			16	13	2	1	21	19		2	21	20		1
大阪市	30	24	3	3	5	4		1	16	14	2		7	4		3	8	7		1
神戸市	18	18			3	3			7	7			16	11		5	4	4		
広島市	9	6		3	6	5		1	42	32	1	9	21	15		6	2	2		
北九州市	18	15		3	5	5			21	17		4	11	11			1	1		
福岡市	12	9		3	4	3		1	5	5			8	6		2	1	1		
旭川市	2	2			3	2		1	1			1	5	4		1				
秋田市	1			1	2	1	1		7	7			1			1				
郡山市	5	5			2	1		1	2	2			10	8		2	7	5		2
いわき市	12	8	4		5	3	2		7	5	1	1	8	8			2			2
宇都宮市	5	2	3		6	5		1	6	3	1	2	2			2	2	2		
川越市	2	2			5	4	1		2	2			4	1		3	4	2		2
船橋市	8		8		2		2						7	3		4	3	2		1
横須賀市	5	4		1	3	3			2	1	1		3	2		1	1			1
相模原市	7	7			1	1			14	14			4	4			8	7		1
新潟市	5	5							8	3	4	1	10	9		1	9	7		2
富山市	1		1						7	5		2	10	5		5	4	4		
金沢市	5	5			2	2			7	5		2	11	9		2	9	7		2
長野市	3	3			1			1	10	10			12	7		5	3	3		
岐阜市	5	5			6	5	1		7	7			10	8		2	4	4		
静岡市	9		9		4		2	2	17		16	1	37	31		6	22	16		6
浜松市	4	4			6	5	1		10	10			23	19		4	9	9		
豊橋市	4	2	2		2	2			5	3	1	1	7	3		4	1	1		
岡崎市	5	5							11	10	1		11	10		1	5	5		
豊田市	9	5	1	3	5	3		2	5	5			3	2		1	3	3		
堺市	9	9			2	1		1	7	7			9	7		2	8	7		1
高槻市	5	5			2	1	1		2	2			5	3		2				
姫路市	7	6		1	8	6		2	6	5		1	20	17		3	6	4		2
奈良市	4	4							3	3			9	7		2	5	4		1
和歌山市	6	4	2		4	3		1	15	14	1		23	22		1	14	11		3
岡山市	7	4	3		1	1			31	27	1	3	18	13		5	5	4		1
倉敷市	11	8		3	8	7		1	26	24	1	1	7	7			1	1		
福山市	6	2		4	4	4			11	11			36	27		9	5	5		
高松市	2	2							7	6		1	8	6		2	1			1
松山市	5	5			1		1		8	6		2	15	11	1	3	1	1		
高知市	3		3		1	1			4	4			17	6		11	3	2		1
長崎市	4	4							1	1			8	5		3	4	4		
熊本市	4	4			1	1			7	7			10	8		2	2	2		
大分市	6	2	1	3	2	1		1	19	13	2	4	8	3		5	4	4		
宮崎市	5	2		3	1	1							4	3		1	3	1		2
鹿児島市	5	5							8	4		4	9	4		5	3	2		1
合　計	1084	813	98	173	1544	1256	94	194	3266	2723	233	310	4031	2675	53	1303	1503	1150	15	338

表Ｉ－１０（４）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉								合　計			
	50kg/h未満（0.5㎡以上）				小　計							
	１５年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一		１５年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一		１５年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一	
			法施行前設置(b)	法施行後設置(c)			法施行前設置(b)	法施行後設置(c)			法施行前設置(b)	法施行後設置(c)
北海道	14	6	1	7	294	208	9	77	303	217	9	77
青森県	18	5	3	10	184	102	20	62	187	105	20	62
岩手県	7	6		1	179	131	5	43	180	132	5	43
宮城県	4	3		1	140	93		47	144	97		47
秋田県	5	4		1	104	80	5	19	104	80	5	19
山形県	4	2	1	1	137	60	27	50	141	64	27	50
福島県	7	7			154	135	1	18	186	165	1	20
茨城県	18	15		3	435	296	16	123	478	339	16	123
栃木県	10	9		1	240	185	2	53	304	246	2	56
群馬県	15	5		10	211	152	4	55	218	159	4	55
埼玉県	19	11		8	408	320	6	82	443	352	6	85
千葉県	22	10		12	502	313	8	181	519	330	8	181
東京都	32	23		9	367	264	25	78	370	267	25	78
神奈川県	13	11		2	201	177	1	23	202	178	1	23
新潟県	24	19		5	324	238	13	73	338	249	13	76
富山県	2	2			117	93	1	23	162	136	1	25
石川県					110	82	2	26	111	83	2	26
福井県	9	7		2	142	105	5	32	158	120	5	33
山梨県	6	5		1	115	86	1	28	120	91	1	28
長野県	10	8		2	252	205	6	41	275	216	6	53
岐阜県	17	17			305	271	12	22	309	275	12	22
静岡県	19	12		7	440	338	16	86	532	410	16	106
愛知県	19	15		4	382	316	17	49	525	434	17	74
三重県	17	11	4	2	274	176	54	44	305	191	54	60
滋賀県	17	16		1	192	159	1	32	207	173	1	33
京都府					110	86		24	113	87		26
大阪府	17	12		5	239	198	8	33	266	223	8	35
兵庫県	23	20		3	388	329	11	48	415	355	11	49
奈良県	3	3			188	130		58	189	130		59
和歌山県	17	15		2	143	117	4	22	143	117	4	22
鳥取県	5	3		2	115	89	5	21	115	89	5	21
島根県	9	8		1	101	79	4	18	107	85	4	18
岡山県	11	11			154	136	4	14	157	139	4	14
広島県	20	15		5	221	174	5	42	226	179	5	42
山口県	14	11		3	235	191	6	38	262	216	6	40
徳島県	9	9			220	172	6	42	220	172	6	42
香川県	10	9		1	154	112		42	155	113		42
愛媛県	16	9		7	232	162	14	56	232	162	14	56
高知県	9	8		1	142	102	7	33	142	102	7	33
福岡県	29	25		4	377	318	8	51	398	336	8	54
佐賀県	6	4		2	141	109	4	28	144	112	4	28
長崎県	8	6		2	174	130	10	34	175	131	10	34
熊本県	15	14		1	152	105	12	35	169	118	12	39
大分県	5	5			74	65		9	74	65		9
宮崎県					109	54	19	36	110	55	19	36
鹿児島県	5	5			166	114	5	47	168	115	5	48
沖縄県	4	2		2	113	67	2	44	114	68	2	44
札幌市	4	4			35	25	5	5	36	26	5	5
仙台市	1	1			38	27		11	41	30		11
さいたま市	2	2			23	18	2	3	23	18	2	3
千葉市	6	2		4	53	35	2	16	55	36	2	17
横浜市	7	7			122	105	8	9	125	108	8	9
川崎市	5	5			60	43	3	14	69	52	3	14
名古屋市	12	10		2	73	63		10	94	83		11
京都市					83	71	5	7	92	80	5	7
大阪市					66	53	5	8	79	65	6	8
神戸市	1	1			49	44		5	49	44		5
広島市	4	3		1	84	63	1	20	86	65	1	20
北九州市	2	1		1	58	50		8	69	60		9
福岡市	1			1	31	24		7	31	24		7
旭川市	2			2	13	8		5	13	8		5
秋田市					11	8	1	2	12	9	1	2
郡山市					26	21		5	26	21		5
いわき市					34	24	7	3	39	28	7	4
宇都宮市	1			1	22	12	4	6	23	13	4	6
川越市	1			1	18	11	1	6	19	12	1	6
船橋市					20	5	10	5	22	5	11	6
横須賀市	5			5	19	10	1	8	19	10	1	8
相模原市	2	1		1	36	34		2	36	34		2
新潟市	2	2			34	26	4	4	34	26	4	4
富山市	2	2			24	16	1	7	30	18	1	11
金沢市	1	1			35	29		6	35	29		6
長野市					29	23		6	29	23		6
岐阜市	3	3			35	32	1	2	37	34	1	2
静岡市	8	7		1	97	54	27	16	97	54	27	16
浜松市	2	2			54	49	1	4	60	55	1	4
豊橋市					19	11	3	5	25	17	3	5
岡崎市	2	1		1	34	31	1	2	35	32	1	2
豊田市	2			2	27	18	1	8	62	43	1	18
堺市	1	1			36	32		4	44	40		4
高槻市					14	11	1	2	14	11	1	2
姫路市	2	2			49	40		9	55	46		9
奈良市	2	1		1	23	19		4	23	19		4
和歌山市	8	7		1	70	61	3	6	75	66	3	6
岡山市	2	2			64	51	4	9	64	51	4	9
倉敷市	3	1		2	56	48	1	7	79	70	1	8
福山市					62	49		13	67	53		14
高松市					18	14		4	20	16		4
松山市					30	23	2	5	32	25	2	5
高知市					28	13	3	12	28	13	3	12
長崎市	1	1			18	15		3	18	15		3
熊本市	2	2			26	24		2	26	24		2
大分市	3	3			42	26	3	13	46	30	3	13
宮崎市	1	1			14	8		6	14	8		6
鹿児島市					25	15		10	27	17		10
合　計	666	499	9	158	12094	9116	502	2476	13049	9944	504	2601

表Ｉ－１０（５）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設																	
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	１５年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	１５年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	１５年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	１５年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	１５年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	１５年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県	2	2											1	1		3	3	
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0

表Ⅰ－１０（６）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉[1]																			
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一	
			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)
北海道													1	1						
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県									2	2										
茨城県																				
栃木県	2	2																		
群馬県													1	1						
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県													1	1						
福井県									2	2			2			2	2	1		1
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府									1	1										
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県									1	1			1	1						
香川県																				
愛媛県									1			1								
高知県																				
福岡県									2	2										
佐賀県									1	1										
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県									1	1										
沖縄県									2		2									
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市									1		1									
横浜市																				
川崎市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市					1	1														
宇都宮市																				
川越市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
新潟市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
静岡市																				
浜松市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
堺市																				
高槻市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市	1	1																		
福山市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合　計	3	3	0	0	1	1	0	0	14	10	3	1	6	4	0	2	2	1	0	1

表Ｉ－１０（７）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉								合　計			
	50kg/h未満（0.5㎥以上）				小　計							
	１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一		１５年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一	
			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)			法施行前設置 (b)	法施行後設置 (c)
北海道					1	1			1	1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2	2			2	2		
茨城県												
栃木県					2	2			2	2		
群馬県					1	1			1	1		
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県					1	1			1	1		
福井県					6	3		3	6	3		3
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府					1	1			1	1		
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県					2	2			2	2		
香川県												
愛媛県					1			1	4	3		1
高知県												
福岡県					2	2			2	2		
佐賀県					1	1			1	1		
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県					1	1			1	1		
沖縄県					2		2		2		2	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市					1		1		1		1	
横浜市												
川崎市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1	1			1	1		
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
新潟市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市												
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
堺市												
高槻市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市					1	1			1	1		
福山市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	0	0	0	0	26	19	3	4	29	22	3	4

表Ⅰ－１１　　適用除外等の状況（全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３５条第２項に基づく通知受理件数	2	0
法第３６条第２項に基づく要求件数	2	0

表Ⅰ－１２　　その他の届出等の状況（全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第１４条第１項に基づく届出件数[注１）]	585	63
法第１８条に基づく届出件数[注２）]	1,005	191
瀬戸内海法第８条第１項（第４項）に基づく許可（届出）件数[注３）]	－	10
瀬戸内海法第９条に基づく届出件数[注４）]	－	29

注１）規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数
注２）使用廃止以外の変更届出の件数
注３）規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数
注４）使用廃止以外の変更届出の件数

表Ⅰ－１３　適用除外等の状況
（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道		2		
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	1			
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県	1			
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
神戸市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
旭川市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
川越市				
船橋市				
横須賀市				
相模原市				
新潟市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
静岡市				
浜松市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
堺市				
高槻市				
姫路市				
奈良市				
和歌山市				
岡山市				
倉敷市				
福山市				
高松市				
松山市				
高知市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合　計	2	2	0	0

表Ⅰ－１４　その他の届出等の状況
（法・瀬戸内海法別－都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他	18条変更	14条変更その他	18条変更	８条変更その他	９条変更
北海道	11	16		4	－	－
青森県	17	26			－	－
岩手県	6	10	1	1	－	－
宮城県				2	－	－
秋田県	6	1			－	－
山形県	5	12		1	－	－
福島県	1	13		5	－	－
茨城県	10	18			－	－
栃木県	4	13		1	－	－
群馬県	5	15		3	－	－
埼玉県	21	30	1	13	－	－
千葉県	24	96	1	3	－	－
東京都	11	94		22	－	－
神奈川県	14	24	2	13	－	－
新潟県	13	16		2	－	－
富山県	15	13	2	6	－	－
石川県	7	10			－	－
福井県	8	18		1	－	－
山梨県	3	10			－	－
長野県	13	23	1	2	－	－
岐阜県	10	10	2		－	－
静岡県	45	61	3	11	－	－
愛知県	58	42	1	2	－	－
三重県	13	19	4	6	－	－
滋賀県	21	15		1	－	－
京都府	1	7		1		
大阪府	10		6	7		
兵庫県	19	36	8	9		7
奈良県						
和歌山県	6	9	1	1		
鳥取県	7	17	2	7	－	－
島根県					－	－
岡山県	9	4	1	2		
広島県	8	22				
山口県	8	20				
徳島県	13	25				4
香川県	9	11				
愛媛県	8	19			1	1
高知県	1	9		1	－	－
福岡県	5	15	1	10		
佐賀県	2	10			－	－
長崎県	7	8	1	2	－	－
熊本県	6	11		1	－	－
大分県	3	1				
宮崎県	1				－	－
鹿児島県	2	7			－	－
沖縄県		2			－	－
札幌市	3	2	2		－	－
仙台市	2	6			－	－
さいたま市	1	2			－	－
千葉市	6		1		－	－
横浜市	24	11			－	－
川崎市	1	4	3	5	－	－
名古屋市	1				－	－
京都市	10	27		12		
大阪市	1	16		14		
神戸市	1	5				
広島市	5	1	2			2
北九州市	4				2	
福岡市	2	2			－	－
旭川市					－	－
秋田市		3		2	－	－
郡山市	3	1			－	－
いわき市	2	5	6	3	－	－
宇都宮市		1			－	－
川越市	1	5			－	－
船橋市		4			－	－
横須賀市					－	－
相模原市		1			－	－
新潟市	2	3	2	4	－	－
富山市	1	3			－	－
金沢市					－	－
長野市	2	1		1	－	－
岐阜市		9		5	－	－
静岡市		5			－	－
浜松市	1				－	－
豊橋市	1				－	－
岡崎市	2	1	1	1	－	－
豊田市	6	1		1	－	－
堺市						
高槻市						
姫路市	4	2	2		2	2
奈良市		1				
和歌山市	2	8	1	3		3
岡山市	6	5	2			2
倉敷市	8	16	3		4	5
福山市	2	7				
高松市	4	1				
松山市	3	4				1
高知市	3				－	－
長崎市					－	－
熊本市	1				－	－
大分市	2	3			1	2
宮崎市					－	－
鹿児島市	2	1			－	－
合　計	585	1005	63	191	10	29

※１　法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
※２　法「18条変更」及び瀬戸内海法「９条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
※３　瀬戸内海法「８条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。

表Ⅱ－１　　報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	946	39
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	9,868	1,647
法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数	1,009	255

表Ⅱ－２　　命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第１５条に基づく計画変更命令件数	0	0
法第１５条に基づく計画廃止命令件数	0	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	27	4
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	15	0
法第２３条第３項に基づく措置命令件数	0	0
瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数	－	0
口頭指導件数[注)]	3,780	268
文書指導件数[注)]	3,742	198
うち当該施設（事業場）に対する一斉通知件数	2,848	156
罰則適用件数	0	0

注）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、並びに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

表Ⅱ－３　排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）[注1)]

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

		大気関係	水質関係
基準超過件数		158 [注3)]	5 [注4)]
	基準超過判明の端緒[注2)]	行政78、設置者80	行政5
措置状況[注5)]	口頭指導件数	107	3
	文書指導件数	82	5
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	27	4
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	15	0
	法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	28	0
	その他	39 [注6)]	0
措置後の対応状況	基準達成	73	2
	対策実施中	56	3
	廃止	21	0
	未対応	8	0

注１）都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した施設・事業場に対する平成１５年度における措置及び対応の状況をまとめた。同一案件に係る複数回にわたる超過は１件と見なし、測定日が平成１４年度中であって措置が平成１５年度に講じられたものを含み、継続案件であっても平成１６年度に入り執られた措置は含まない。
注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
注３）廃棄物焼却炉１５８
注４）廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設４、水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設１
注５）表Ⅱ－１及び表Ⅱ－２に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。
注６）うち、２３件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４（１）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
（都道府県・政令市別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数
北海道	5	201	20
青森県		255	17
岩手県	37	38	1
宮城県		13	13
秋田県	1	108	22
山形県	17	165	15
福島県	7	42	11
茨城県		142	2
栃木県	1	148	48
群馬県		140	
埼玉県	2	709	62
千葉県		238	36
東京都		326	48
神奈川県		102	11
新潟県		68	9
富山県		55	15
石川県	128	98	6
福井県	2	168	12
山梨県		91	3
長野県		788	10
岐阜県		815	30
静岡県	4	165	10
愛知県	459	791	10
三重県		31	17
滋賀県	29	42	35
京都府		68	30
大阪府		260	10
兵庫県	2	157	17
奈良県	106	36	
和歌山県	1	1	1
鳥取県	8	183	28
島根県		22	12
岡山県	5	156	
広島県	5	263	20
山口県	5	125	12
徳島県		55	20
香川県	4	269	26
愛媛県		135	5
高知県		6	6
福岡県	11	245	12
佐賀県		335	
長崎県		127	22
熊本県	1	97	1
大分県		185	5
宮崎県	6	6	
鹿児島県		9	12
沖縄県		12	12
札幌市		10	2
仙台市		33	12
さいたま市		30	3
千葉市		10	10
横浜市		34	37
川崎市		5	5
名古屋市		117	20
京都市		74	10
大阪市		156	
神戸市		176	6
広島市		51	9
北九州市		54	8
福岡市		15	3
旭川市		2	3
秋田市		6	4
郡山市		3	3
いわき市	15	3	1
宇都宮市		6	6
川越市	3	20	14
船橋市		5	6
横須賀市		12	3
相模原市	1	49	22
新潟市		2	2
富山市	1	19	5
金沢市	27	34	3
長野市		58	10
岐阜市		27	
静岡市		9	9
浜松市		3	3
豊橋市		50	8
岡崎市		25	2
豊田市		52	7
堺市		13	10
高槻市		15	2
姫路市		7	
奈良市	3	11	
和歌山市		8	8
岡山市	13	44	
倉敷市		2	2
福山市		39	8
高松市		13	6
松山市			
高知市			
長崎市		19	
熊本市	16	8	
大分市		4	
宮崎市		16	2
鹿児島市	21	28	21
合　計	946	9868	1009

表Ⅱ－４（２）　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）

	法第１５条に基づく計画変更命令件数	法第１５条に基づく計画廃止命令件数	法第１６条に基づく計画変更命令件数	法第１６条に基づく計画廃止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	法第２３条第３項に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数（口頭指導）	法に基づかない指導等件数（文書指導）	うち、当該施設に対する一斉通知件数	罰則適用件数
北海道								24	17	11	
青森県								44	21	1	
岩手県								15	73	18	
宮城県								14			
秋田県								25	3		
山形県								47	83	2	
福島県					1			31	20	15	
茨城県								99	16	16	
栃木県								39	55	41	
群馬県								75	26	19	
埼玉県					8			612	58	32	
千葉県					1				686	602	
東京都								75	8		
神奈川県					1			74	1		
新潟県					1			57	136	47	
富山県								40	171	171	
石川県								98			
福井県								75	45	40	
山梨県								45	52	46	
長野県					1	1		70	11		
岐阜県								75	6		
静岡県								174	113	109	
愛知県								234	4		
三重県					1	1		42	17	17	
滋賀県						1		12	73	43	
京都府								19	1		
大阪府								260	105	95	
兵庫県						1		68	13		
奈良県								30	36	3	
和歌山県								51	10	8	
鳥取県					1	1		60	31	1	
島根県								30	17		
岡山県								94	19	1	
広島県					1	1		51	14	11	
山口県					1	1		76	84	72	
徳島県								12	238	232	
香川県								37	105	67	
愛媛県								46	1	1	
高知県								66	88	88	
福岡県								108	199	199	
佐賀県								54	3		
長崎県								27	12		
熊本県								38	31	31	
大分県								15	74	74	
宮崎県					2	2		10	6		
鹿児島県					1	1			162	162	
沖縄県									58	58	
札幌市								10	1		
仙台市								36	41	28	
さいたま市					1			3			
千葉市								9	36	36	
横浜市								13			
川崎市								4	48	48	
名古屋市								13	33	20	
京都市								74	37	34	
大阪市								14	2		
神戸市								12	25	24	
広島市								62	9		
北九州市								3	48	45	
福岡市								9	23	2	
旭川市								1			
秋田市									1	1	
郡山市								1	20	20	
いわき市								25	46	36	
宇都宮市								4			
川越市								2	1		
船橋市								3			
横須賀市								9	4	4	
相模原市								13	18	18	
新潟市								9	48		
富山市								7	11	10	
金沢市								23	1		
長野市					2	2		14	1		
岐阜市								27	22	22	
静岡市								11	39	36	
浜松市									18	16	
豊橋市									2		
岡崎市											
豊田市								11			
堺市								2	15	15	
高槻市								15	10	10	
姫路市								2	2	2	
奈良市									4	4	
和歌山市									47	47	
岡山市									79	2	
倉敷市								5			
福山市					1			8	4	2	
高松市					1	1		5	7		
松山市					1	1		15	15	14	
高知市								9	19	19	
長崎市								2			
熊本市								29			
大分市								11			
宮崎市								3			
鹿児島市					1	1		4	3		
合　計	0	0	0	0	27	15	0	3780	3742	2848	0

表Ⅱ－５（１）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
（都道府県・政令市別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）
北海道		34	10
青森県			
岩手県		5	
宮城県		3	3
秋田県		2	
山形県	2	24	2
福島県	1	12	9
茨城県		50	
栃木県		21	6
群馬県		12	
埼玉県		169	9
千葉県		36	36
東京都		21	5
神奈川県		24	
新潟県	1	42	16
富山県		5	5
石川県	12	12	1
福井県		1	
山梨県		17	
長野県		117	
岐阜県		172	2
静岡県	1	19	5
愛知県		84	10
三重県	1	5	2
滋賀県			
京都府		4	
大阪府		14	
兵庫県	1	32	5
奈良県			
和歌山県			
鳥取県		63	5
島根県		6	3
岡山県		46	
広島県		35	4
山口県	1	19	2
徳島県		5	5
香川県		36	3
愛媛県		7	7
高知県			
福岡県		13	2
佐賀県		26	
長崎県		12	1
熊本県			
大分県			
宮崎県		6	6
鹿児島県		1	
沖縄県			
札幌市			
仙台市		5	3
さいたま市		4	
千葉市		6	6
横浜市		19	28
川崎市		5	5
名古屋市		21	3
京都市		7	
大阪市		18	
神戸市		147	
広島市		40	
北九州市	5	16	6
福岡市			
旭川市		1	1
秋田市		6	4
郡山市		1	1
いわき市	10	11	1
宇都宮市		1	1
川越市		1	2
船橋市			
横須賀市		11	
相模原市			
新潟市		2	2
富山市		8	6
金沢市	4	4	
長野市		27	
岐阜市			
静岡市			
浜松市			
豊橋市			
岡崎市		9	2
豊田市		7	
堺市		8	4
高槻市		7	
姫路市			
奈良市		5	
和歌山市		4	
岡山市			
倉敷市		4	4
福山市		5	
高松市			
松山市			
高知市			
長崎市		8	
熊本市		2	
大分市		11	10
宮崎市		3	1
鹿児島市		1	1
合　計	39	1647	255

表Ⅱ－５（２）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）

	法第１５条に基づく計画変更命令件数	法第１５条に基づく計画廃止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	法第２３条第３項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数（口頭指導）	法に基づかない指導等件数（文書指導）	うち、当該施設（事業場）に対する一斉通知件数	罰則適用件数
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県							13	12		
福島県			1				4	4	3	
茨城県							2			
栃木県							2			
群馬県							6			
埼玉県							24	1		
千葉県								20	20	
東京都							10			
神奈川県							6			
新潟県								8	6	
富山県								1	1	
石川県							12			
福井県							3			
山梨県								8	8	
長野県							10			
岐阜県							2			
静岡県							10	5	5	
愛知県			3				35			
三重県							1	3	3	
滋賀県										
京都府										
大阪府							27	27	27	
兵庫県								1	1	
奈良県										
和歌山県							1			
鳥取県							2	2	1	
島根県							1	2		
岡山県							3	1	1	
広島県							2			
山口県							8	4	4	
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県							1			
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
札幌市										
仙台市								2	2	
さいたま市										
千葉市							2	9	9	
横浜市								1		
川崎市								28	28	
名古屋市										
京都市							7	5	5	
大阪市										
神戸市								6	6	
広島市							40	1		
北九州市							1	1		
福岡市								4	2	
旭川市										
秋田市										
郡山市								5	5	
いわき市							16	14	10	
宇都宮市										
川越市										
船橋市										
横須賀市							2			
相模原市										
新潟市							3	12		
富山市										
金沢市							2			
長野市										
岐阜市								2	2	
静岡市								1	1	
浜松市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市							2			
堺市										
高槻市							7	1	1	
姫路市										
奈良市										
和歌山市								5	5	
岡山市										
倉敷市										
福山市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市							1			
熊本市										
大分市								2		
宮崎市										
鹿児島市										
合　計	0	0	4	0	0	0	268	198	156	0

表Ⅲ－１　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）[注1)]

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

大気基準適用施設		報告施設数 a	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 b	未報告施設数[注2)] 休止 c	未報告施設数[注2)] 未測定 d	報告対象施設数 a+b+c+d
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		27	－	－	4	1	32
製鋼用電気炉		96	－	－	14	6	116
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		17	－	－	3	0	20
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		682	－	－	52	36	770
廃棄物焼却炉	４t/h以上	881	19	0	61	76	1,018
	２t/h以上～４t/h未満	1,290	66	6	88	130	1,514
	２t/h未満[注3)]	6,083	344	59	1,329	1,771	9,242
	小計	8,254	429	65	1,478	1,977	11,774
合計		9,076	429	65	1,551	2,020	12,712

注１）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、測定は行っているが報告のないものを含む。

注３）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅲ－２　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）[注1]

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

大気基準適用施設		報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0	－	－	0
製鋼用電気炉		0	－	－	2
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		0	－	－	0
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		10	－	－	20
廃棄物焼却炉	４t/h以上	2	0	0	14
	２t/h以上～４t/h未満	8	0	0	30
	２t/h未満[注2)]	75	11	8	958
	小計	85	11	8	1,002
合計		95	11	8	1,024

注１）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅲ－３　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）[注1）注2）注3）]

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数[注4）]		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31	1	2	34
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	2	1	1	4
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	2	0	0	2
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	5	0	0	5
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	22	0	1	23
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	3	1	0	4
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	338	34	44	416
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	3	0	0	3
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	204	1	9	214
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	23	1	3	27
合計	637	39	60	736

注１）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注４）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）注1)注2)注3)

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	0	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	1	1
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設等	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	7	30
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	0	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	9	34

注１）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉				製鋼用電気炉				亜鉛回収施設											
									焙焼炉				焼結炉				溶鉱炉			
	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)
北海道	1			1	2	1		3												
青森県					1			1					1			1	1			1
岩手県																				
宮城県					2			2												
秋田県																				
山形県																				
福島県									2			2								
茨城県	2			2	4	1		5	1			1								
栃木県					2	1		3												
群馬県					1			1												
埼玉県					5			5												
千葉県	3			3																
東京都					3			3												
神奈川県					1			1												
新潟県					2		2	4												
富山県					1			1												
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県	3			3	9	3		12		1		1								
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府					4			4												
兵庫県	1			1	1		1	2												
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県					6			6												
岡山県																				
広島県	2			2																
山口県					6	5		11												
徳島県																				
香川県																				
愛媛県									2			2								
高知県																				
福岡県																	1			1
佐賀県					1			1												
長崎県																				
熊本県					1			1												
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県					1			1												
札幌市					1			1												
仙台市					2	1		3												
さいたま市																				
千葉市	1		1	2																
横浜市																				
川崎市	1			1	4			4												
名古屋市					1			1												
京都市																				
大阪市		1		1	11			11												
神戸市																				
広島市																				
北九州市	2	1		3	3			3												
福岡市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市									1			1	1			1				
宇都宮市					1			1												
川越市																				
船橋市					1			1												
横須賀市																				
相模原市																				
新潟市																				
富山市					1	1		2												
金沢市																				
長野市																				
岐阜市					2			2												
静岡市																				
浜松市																				
豊橋市					1			1												
岡崎市																				
豊田市																				
堺市					3		2	5												
高槻市																				
姫路市					5			5	1			1								
奈良市																				
和歌山市	2			2		1	1	2	1			1								
岡山市																				
倉敷市	4			4	6			6										1		1
福山市	3	2		5																
高松市					1			1												
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市	2			2																
宮崎市																				
鹿児島市																				
合　計	27	4	1	32	96	14	6	116	8	1	0	9	2	0	0	2	2	1	0	3

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設								小　計				アルミニウム合金製造施設							
	溶解炉				乾燥炉								焙焼炉				溶解炉			
	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)
北海道																	5			5
青森県									2			2								
岩手県																				
宮城県																	1	1		2
秋田県																				
山形県																	4			4
福島県									2			2	1			1	18	7	2	27
茨城県									1			1	2			2	32			32
栃木県																	55	3		58
群馬県													1			1	2		3	5
埼玉県																	25		1	26
千葉県																	11			11
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																	9			9
富山県																	42	1		43
石川県																	1			1
福井県																	11	1	3	15
山梨県																	4			4
長野県																	17			17
岐阜県																	3	1		4
静岡県													4			4	71	6	2	79
愛知県	1			1					1	1		2	7			7	97	4		101
三重県													1			1	19	1	8	28
滋賀県																	13	1		14
京都府																	3			3
大阪府																	14	5		19
兵庫県													2			2	21		1	22
奈良県																		1		1
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																	3			3
広島県																	3			3
山口県																	14	2		16
徳島県																				
香川県																	1			1
愛媛県					1			1	3			3								
高知県																				
福岡県					1			1	2			2					11	2	4	17
佐賀県																	2			2
長崎県																	1			1
熊本県																	14	1		15
大分県																				
宮崎県																	1			1
鹿児島県																	2			2
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市																	2			2
川崎市																			4	4
名古屋市																	14	6		20
京都市																	6	2		8
大阪市																	2			2
神戸市																				
広島市																	1			1
北九州市													1			1	4			4
福岡市																				
旭川市																				
秋田市																	1			1
郡山市																				
いわき市	2			2					4			4					1			1
宇都宮市																				
川越市																	1			1
船橋市																			1	1
横須賀市																				
相模原市																				
新潟市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
静岡市																				
浜松市																	1	1	4	6
豊橋市																	5			5
岡崎市																	1			1
豊田市																	27	1		28
堺市																	2		1	3
高槻市																				
姫路市									1			1								
奈良市																				
和歌山市									1			1								
岡山市																				
倉敷市						1		1		2		2	1			1	10			10
福山市																				
高松市																	1			1
松山市																	2			2
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																	2			2
宮崎市																				
鹿児島市																	2			2
合　計	3	0	0	3	2	1	0	3	17	3	0	20	20	0	0	20	615	47	34	696

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉											
	乾燥炉				小　計				4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道					5			5	14			2		16	20	1		3	5	28
青森県									13	1		2		15	26	4			2	28
岩手県									5					5	26				1	27
宮城県					1	1		2	5					5	28	1			1	29
秋田県									4					4	17	2		1		18
山形県					4			4	7	1				7	10				1	11
福島県	2			2	21	7	2	30	3					3	32	1				32
茨城県	1			1	35			35	17			2	3	22	57	4		3		60
栃木県	2	1		3	57	4		61	9	1		5	1	15	23			4	2	29
群馬県					3		3	6	14				3	17	29				2	31
埼玉県	4			4	29		1	30	34	3		2		36	79	1		4		83
千葉県	2	1		3	13	1		14	36			2	6	44	66			2	4	72
東京都									83	5		9	14	106	26	1		2	10	38
神奈川県									18				10	28	22			1	6	29
新潟県					9			9	6				5	11	40			2	18	60
富山県					42	1		43	3				3	6	13				3	16
石川県					1			1							15					15
福井県	1			1	12	1	3	16	5	1		1		6	14	2		1		15
山梨県	1			1	5			5	3					3	20			2	2	24
長野県	3			3	20			20	7					7	29			1		30
岐阜県					3	1		4	2					2	26	3		6	1	33
静岡県	6		1	7	81	6	3	90	25				4	29	51			3	3	57
愛知県	8	2		10	112	6		118	40			6		46	54			3		57
三重県	2		1	3	22	1	9	32	12				3	15	31	6	4	3	7	45
滋賀県	1			1	14	1		15	3					3	24				3	27
京都府					3			3	3				2	5	14				4	18
大阪府	3	1		4	17	6		23	41					41	36			4		40
兵庫県					23		1	24	27			3	2	32	39			6	4	49
奈良県						1		1	4					4	21	19		1	3	25
和歌山県															4				8	12
鳥取県									5					5	7					7
島根県									6					6	6					6
岡山県					3			3	5					5	15					15
広島県					3			3	8					8	14			5	6	25
山口県					14	2		16	12			3		15	25			1	1	27
徳島県									1			2		3	20	2		3		23
香川県					1			1	3			1		4	8					8
愛媛県									7	3		1		8	22	3		1		23
高知県															10				4	14
福岡県	2			2	13	2	4	19	14	4		1	3	18	16	2		6	17	39
佐賀県					2			2	4			1		5	13			1		14
長崎県					1			1	5			3		8	21			1		22
熊本県	1			1	15	1		16	1					1	27	7				27
大分県									4					4	13			2		15
宮崎県					1			1	8					8	14			2		16
鹿児島県					2			2							21	2	2		6	29
沖縄県									2					2	19	4		2		21
札幌市									9					9	8					8
仙台市									9					9	4			1		5
さいたま市									11					11	1					1
千葉市									8				6	14	4					4
横浜市	1			1	3			3	27					27	3			1	2	6
川崎市							4	4	19					19	7					7
名古屋市					14	6		20	15			4		19	1					1
京都市	1			1	7	2		9	17				4	21	1					1
大阪市					2			2	27					27	5					5
神戸市									18					18	3					3
広島市	1			1	2			2	6					6	4			1		5
北九州市					5			5	14			2		16	5					5
福岡市									9			3		12	4					4
旭川市									2					2	2			1		3
秋田市					1			1							2					2
郡山市									5					5	1			1		2
いわき市					1			1	12					12	5					5
宇都宮市									5					5	3			3	1	7
川越市					1			1	2					2	5					5
船橋市							1	1	8					8	2					2
横須賀市									5					5	3					3
相模原市									7					7	1					1
新潟市									1				4	5						
富山市									1					1						
金沢市									5					5	2					2
長野市									3					3	1					1
岐阜市									4			1		5	6					6
静岡市									8			1		9	1			2	1	4
浜松市					1	1	4	6	4					4	6					6
豊橋市					5			5	4					4	2					2
岡崎市					1			1	5					5						
豊田市	5			5	32	1		33	6					6	4			1		5
堺市					2		1	3	9					9	1				1	2
高槻市									5					5	2					2
姫路市									6				1	7	7				1	8
奈良市									4					4						
和歌山市									5				1	6	3	1				3
岡山市									7					7				1		1
倉敷市					11			11	7			2		9	8					8
福山市									3			2	1	6	4					4
高松市					1			1	2					2						
松山市					2			2	5					5	1					1
高知市									3					3	1					1
長崎市									4					4						
熊本市									4					4	1					1
大分市					2			2	6					6	2					2
宮崎市									2					2	1					1
鹿児島市					2			2	5					5						
合　計	47	5	2	54	682	52	36	770	881	19	0	61	76	1018	1290	66	6	88	130	1514

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉																	
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満					
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	86	2		14	27	127	59	4		4	7	70	19	3		2	3	24
青森県	29	2		5	2	36	51			6	8	65	11				3	14
岩手県	29	1		11	1	41	49		1	11	16	77	13			1	1	15
宮城県	30			2	1	33	43	2		7	11	61	5			3		8
秋田県	42	4		8		50	19	1		2		21	1			1		2
山形県	19			6	5	30	58	9		2	7	67	11			2	3	16
福島県	55	7		10	1	66	16			7	2	25	19	4		1		20
茨城県	78	5		10	11	99	107	3		33	35	175	25	1		6	6	37
栃木県	48	2	1	8	4	61	61	5		13	27	101	9	1		5	8	22
群馬県	43	1		8	8	59	35	4		4	14	53	21	3		2	9	32
埼玉県	95	2		8	13	116	26			24	14	64	50	2		6	11	67
千葉県	71			9	11	91	67	1		22	87	176	25	1		8	20	53
東京都	27	3		11	9	47	35	1		10	20	65	28	3		6	25	59
神奈川県	27	1		7	8	42	26	1	1	7	24	58	14	1		4	17	35
新潟県	58		2	5	18	83	61	3		10	25	96	29	1		3	16	48
富山県	20			4	2	26	35				8	43	15				7	22
石川県	22	3			6	28	39				18	57	5				5	10
福井県	35	3			1	36	35	1		13	9	57	10	1	1	2	6	19
山梨県	23			7	1	31	26			10	1	37	7			4		11
長野県	79			18		97	70	1		6		76	21	1		2		23
岐阜県	58	6		8	4	70	84	10		18	15	117	44	5		10	8	62
静岡県	93			17	11	121	82	1	2	19	44	147	28	2		11	12	51
愛知県	98			18		116	93			8	2	103	31			5	2	38
三重県	50	4	9	6	15	80	38	2	18	12	47	115	15	4	7	2	9	33
滋賀県	44	1		7	2	53	36			22	11	69	16			7	1	24
京都府	22			2	12	36	28			5	15	48	9			1	3	13
大阪府	46	1	1	9	4	60	18	2		5	17	40	19	2			4	23
兵庫県	73			16	10	99	73			24	40	137	31			10	10	51
奈良県	34	28		11	7	52	40	20		17	27	84	7	4		4	9	20
和歌山県	31			2	12	45	22			11	11	44	2			20	3	25
鳥取県	34	2		4	1	39	39	6			8	47	7	3			2	9
島根県	29			5	8	42	26			3	6	35	1				1	2
岡山県	41		2	6	3	52	44		1	3	4	52	12			2	1	15
広島県	53	1		8	5	66	63	6		9	12	84	14			1	2	17
山口県	56			10	1	67	62			7	2	71	29			4		33
徳島県	42			16	1	59	51	1		16	33	100	18			6	4	28
香川県	30			8	3	41	38			8	7	53	17			7	1	25
愛媛県	58	7			3	61	49			13	22	84	14	2		3	16	33
高知県	13			18	6	37	29	1		5	21	55	9			2	6	17
福岡県	34	9		5	33	72	42	9	3	10	59	114	7	3		2	54	63
佐賀県	38			12	2	52	35			8	6	49	8			1	1	10
長崎県	65			14	3	82	20			6	11	37	10			1	1	12
熊本県	39	6		6	8	53	30	6		4	15	49	8	3		6	5	19
大分県	21	5		2		23	9	1	1	6	2	18	6	2		1	2	9
宮崎県	33			1		34	34			1	4	39	5					5
鹿児島県	35	7		1	9	45	37	20		2	24	63	13	7			1	14
沖縄県	24	3		10	3	37	12	9		6	3	21	4			1		5
札幌市	4					4	5					5	4			1		5
仙台市	4					4	10					10	2					2
さいたま市	3					3				1		1	4				1	5
千葉市	5			2	2	9	5			2	5	12	5			1	3	9
横浜市	11			6	5	22	10			11	6	27	8			20	10	38
川崎市	14			1		15	2					2	6			2	2	10
名古屋市	3			1	1	5	15			3	7	25	7				4	11
京都市	8			8	1	17	6			17	4	27	6			25	1	32
大阪市	9			6	2	17	4				3	7	6	1		2		8
神戸市	4			3		7	9			5	2	16	3			1		4
広島市	32			1	8	41	9			2	8	19	1			1		2
北九州市	19			2		21	12					12	1					1
福岡市	4			1		5	6				2	8	1					1
旭川市	1					1	3			2	1	6						
秋田市	5			2		7	1					1						
郡山市	1			1		2	7			3		10	4			3		7
いわき市	7					7	5				3	8	1					1
宇都宮市	3	1		1	2	6	1				1	2	2	1				2
川越市	2	1				2	3				1	4	3			1		4
船橋市							4			2	2	8	2				1	3
横須賀市	1			1		2	1			1		2	1					1
相模原市	9			1	3	13	1			2	2	5	6				2	8
新潟市	4				4	8	8			1	2	11	4			2	3	9
富山市	6					6	7				2	9	2			2		4
金沢市	6			1		7	9			1		10	6			1		7
長野市	10					10	6			3	1	10	1			2		3
岐阜市	5			2		7	7			1	2	10	3				3	6
静岡市	11			3	3	17	17			1	16	34	9	1		2	9	20
浜松市	6			2	2	10	17			1	4	22	2			1	6	9
豊橋市	5					5	7					7	1					1
岡崎市	9	1		2		11	10			1		11	5					5
豊田市	4			1		5	3			1		4	1			1		2
堺市	8					8	5				4	9	6	2			2	8
高槻市	2					2	5					5						
姫路市	6					6	16			3	1	20	5				1	6
奈良市	2			1		3	5			3		8	2			3	1	6
和歌山市	3			1	11	15	3			1	19	23	3				11	14
岡山市	22	1	2		7	31	14			2	2	18	3			1	1	5
倉敷市	13		1	3	2	19	4	1		1	2	7				1		1
福山市	7			4		11	29			3	4	36	5					5
高松市	5			2		7	7			1		8	1					1
松山市	8	1				8	15				1	16	1					1
高知市	2			1	1	4	12			3	1	16	1			2		3
長崎市				1		1	3			4	1	8				3	1	4
熊本市	7			1		8	7	1		2	2	11					2	2
大分市	11	3		6	2	19	3			3	2	8	1			2	1	4
宮崎市							4					4	2					2
鹿児島市	7					7	9	1				9	3					3
合　計	2428	124	18	441	351	3238	2403	133	27	526	914	3870	862	64	8	245	363	1478

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉												合　計					
	50kg/h未満（0.5㎡以上）						小　計											
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	7			2	2	11	205	10		27	44	276	213	10		28	44	285
青森県	13	1		2	1	16	143	8		15	16	174	146	8		15	16	177
岩手県	6			1		7	128	1	1	24	19	172	128	1	1	24	19	172
宮城県	3	1			1	4	114	4		12	14	140	117	4		13	14	144
秋田県	5					5	88	7		12		100	88	7		12		100
山形県	3	1		1		4	108	11		11	16	135	112	11		11	16	139
福島県	7	2		5		12	132	14		23	3	158	155	14		30	5	190
茨城県	14	1		1	3	18	298	14		55	58	411	340	14		56	58	454
栃木県	7			2	2	11	157	9	1	37	44	239	216	9	1	42	44	303
群馬県	10	1			4	14	152	9		14	40	206	156	9		14	43	213
埼玉県	10			4	1	15	294	8		48	39	381	328	8		48	40	416
千葉県	10			2	10	22	275	2		45	138	458	291	2		46	138	475
東京都	17			2	13	32	216	13		40	91	347	219	13		40	91	350
神奈川県	4			2	7	13	111	3	1	21	72	205	112	3	1	21	72	206
新潟県	16	5			7	23	210	9	2	20	89	321	221	9	2	20	91	334
富山県	2					2	88			4	23	115	131			5	23	159
石川県							81	3			29	110	82	3			29	111
福井県	4			2	3	9	103	8	1	19	19	142	115	8	1	20	22	158
山梨県	7					7	86			23	4	113	91			23	4	118
長野県	9			1		10	215	2		28		243	235	2		28		263
岐阜県	13			5		18	227	24		47	28	302	230	24		48	28	306
静岡県	11			3	2	16	290	3	2	53	76	421	371	3	2	59	79	511
愛知県	16			3		19	332			43	4	379	457			53	4	514
三重県	8	3	5	4	5	22	154	19	43	27	86	310	176	19	43	28	95	342
滋賀県	12			3	3	18	135	1		39	20	194	149	1		40	20	209
京都府					1	1	76			8	37	121	79			8	37	124
大阪府	12			2	1	15	172	5	1	20	26	219	193	5	1	26	26	246
兵庫県	14			6	3	23	257			65	69	391	282			65	71	418
奈良県				2	1	3	106	71		35	47	188	106	71		36	47	189
和歌山県	3			12	2	17	62			45	36	143	62			45	36	143
鳥取県	2			2		4	94	11		6	11	111	94	11		6	11	111
島根県	4			1	4	9	72			9	19	100	78			9	19	106
岡山県	10				1	11	127		3	11	9	150	130		3	11	9	153
広島県	17			1	1	19	169	7		24	26	219	174	7		24	26	224
山口県	10			3	1	14	194			28	5	227	214			35	5	254
徳島県	6			2	1	9	138	3		45	39	222	138	3		45	39	222
香川県	7			2	1	10	103			26	12	141	104			26	12	142
愛媛県	9			4	2	15	159	15		22	43	224	162	15		22	43	227
高知県	1			1	7	9	62	1		26	44	132	62	1		26	44	132
福岡県	6				14	20	119	27	3	24	180	326	134	27	3	26	184	347
佐賀県	5			1		6	103			24	9	136	106			24	9	139
長崎県	7			1		8	128			26	15	169	129			26	15	170
熊本県	5	1		6	6	17	110	23		22	34	166	126	23		23	34	183
大分県	2	1		2	1	5	55	9	1	13	5	74	55	9	1	13	5	74
宮崎県							94			4	4	102	95			4	4	103
鹿児島県	4	3			1	5	110	39	2	3	41	156	112	39	2	3	41	158
沖縄県	1	1		5	1	7	62	17		24	7	93	63	17		24	7	94
札幌市	4					4	34			1		35	35			1		36
仙台市	1					1	30			1		31	32			2		34
さいたま市	1			1		2	20			2	1	23	20			2	1	23
千葉市	3			2	1	6	30			7	17	54	31			7	18	56
横浜市				6	2	8	59			44	25	128	62			44	25	131
川崎市	5					5	53			3	2	58	58			3	6	67
名古屋市	8			1	3	12	49			9	15	73	64			15	15	94
京都市							38			50	10	98	45			52	10	107
大阪市							51	1		8	5	64	64	1		9	5	78
神戸市				1		1	37			10	2	49	37			10	2	49
広島市	2			1	1	4	54			6	17	77	56			6	17	79
北九州市	2					2	53			4		57	63			5		68
福岡市	1					1	25			4	2	31	25			4	2	31
旭川市	1					1	9			3	1	13	9			3	1	13
秋田市							8			2		10	9			2		11
郡山市							18			8		26	18			8		26
いわき市							30				3	33	35				3	38
宇都宮市	1	1				1	15	3		4	4	23	16	3		4	4	24
川越市					1	1	15	1		1	2	18	16	1		1	2	19
船橋市							16			2	3	21	17			2	4	23
横須賀市	1					1	12			2		14	12			2		14
相模原市	1				1	2	25			3	8	36	25			3	8	36
新潟市	1				1	2	18			3	14	35	18			3	14	35
富山市	2					2	18			2	2	22	19			3	2	24
金沢市	1					1	29			3		32	29			3		32
長野市							21			5	1	27	21			5	1	27
岐阜市	1				3	4	26			4	8	38	28			4	8	40
静岡市	2			1	5	8	48	1		10	34	92	48	1		10	34	92
浜松市					2	2	35			4	14	53	36			5	18	59
豊橋市							19					19	25					25
岡崎市	2					2	31	1		3		34	32	1		3		35
豊田市	2					2	20			4		24	52			5		57
堺市				1		1	29	2		1	7	37	34	2		1	10	45
高槻市							14					14	14					14
姫路市	2					2	42			3	4	49	48			3	4	55
奈良市				2		2	13			9	1	23	13			9	1	23
和歌山市	1		1		8	10	18	1	1	2	50	71	21	1	1	3	51	76
岡山市	2					2	48	1	2	4	10	64	48	1	2	4	10	64
倉敷市	2					2	34	1	1	7	4	46	55	1	1	9	4	69
福山市							48			9	5	62	51			11	5	67
高松市							15			3		18	17			3		20
松山市							30	1			1	31	32	1			1	33
高知市							19			6	2	27	19			6	2	27
長崎市				2		2	7			10	2	19	7			10	2	19
熊本市				1		1	19	1		4	4	27	19	1		4	4	27
大分市	1	1			2	3	24	4		11	7	42	28	4		11	7	46
宮崎市	1					1	10					10	10					10
鹿児島市							24	1				24	26	1				26
合　計	390	23	6	117	143	656	8254	429	65	1478	1977	11774	9076	429	65	1551	2020	12712

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－６（１）　　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

（大気・施設種類別－都道府県・政令市別）

	製鋼用電気炉		アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉			
			焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小　計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等末測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														1
青森県						1				1				
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県						1				1				
福島県														
茨城県														
栃木県						1				1				
群馬県														
埼玉県														2
千葉県		1												
東京都														1
神奈川県														
新潟県					3	3			3	3				
富山県					1	1			1	1				
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県					2	2			2	2				
岐阜県														
静岡県						1				1				
愛知県		1				2				2				
三重県					1	1			1	1				
滋賀県														
京都府														
大阪府														1
兵庫県														3
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														2
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														1
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
神戸市														
広島市											2			2
北九州市														
福岡市														1
旭川市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
川越市														
船橋市					2	2			2	2				
横須賀市														
相模原市														
新潟市														
富山市						1				1				
金沢市														
長野市														
岐阜市														
静岡市														
浜松市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市						3	1	1	1	4				
堺市														
高槻市														
姫路市														
奈良市														
和歌山市														
岡山市														
倉敷市														
福山市														
高松市														
松山市														
高知市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合　計	0	2	0	0	9	19	1	1	10	20	2	0	0	14

表Ⅲ－６（２）　　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

（大気・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道								8	2			11				1
青森県				2				6				8				
岩手県							4	10			1	6				10
宮城県																1
秋田県																
山形県								1				5				1
福島県				1				3				3				2
茨城県				2				7				26				8
栃木県												7	1			4
群馬県					3			7	3			8	2			6
埼玉県				1				6				39	1			10
千葉県				2				3				19				7
東京都								3				17	2	1		13
神奈川県					5	1	1	10	7	3	1	23	5	1		19
新潟県				1				7				8				6
富山県					1			1	2			5				3
石川県	2			2				1				9				5
福井県								2				13				5
山梨県												9				
長野県								3	1			6				4
岐阜県								3				10				
静岡県								13			1	23				12
愛知県								2				12				5
三重県				1				3				2				7
滋賀県					1			1				1				
京都府																
大阪府								1				5				3
兵庫県	1			1				9				10	2			9
奈良県				2				2				3				2
和歌山県	1			1	1			2				2				9
鳥取県												6				1
島根県												1				
岡山県								3				8				
広島県				1				4				5				
山口県				2				7				4				
徳島県								2				11				10
香川県	2			2	1			2				3				3
愛媛県								2				3				1
高知県				2				4								2
福岡県				1				9	1			26				9
佐賀県								4				5				1
長崎県					2			2	2			2	1			2
熊本県					2			2								
大分県				1					2	1		3				
宮崎県					1			2	1			4				1
鹿児島県												3				3
沖縄県																
札幌市												1				
仙台市								2	1			2	1			1
さいたま市					1			2								1
千葉市												5				2
横浜市				1								2				5
川崎市								2				1				1
名古屋市								1				4				4
京都市								4				2				2
大阪市																
神戸市													2			2
広島市												1				
北九州市								1				3				1
福岡市												2				
旭川市																
秋田市									1			1				
郡山市																
いわき市									3	3		3	1	1		1
宇都宮市																2
川越市								1								
船橋市												1				
横須賀市																
相模原市				1				1				5				4
新潟市																
富山市												1				
金沢市								2				1				
長野市												3				
岐阜市												1				3
静岡市								1				6				3
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市												1				
堺市								1								
高槻市												1				
姫路市	2			2					2			2				
奈良市																1
和歌山市																
岡山市								1				2				1
倉敷市				1				1				1				
福山市								1				4				2
高松市								2								
松山市								4				3				
高知市								1				1				
長崎市																
熊本市																
大分市												1				
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	8	0	0	30	18	1	5	185	28	7	3	435	18	3	0	221

表Ⅲ－６（３）　　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

（大気・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉								合　計			
	50kg/h未満（0.5㎡以上）				小　計							
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道					2			21	2			21
青森県				2				18				19
岩手県	1			3	1		5	29	1		5	29
宮城県								1				1
秋田県												
山形県				1				8				9
福島県				1				10				10
茨城県				2				45				45
栃木県					1			11	1			12
群馬県	2			7	10			28	10			28
埼玉県				15	1			73	1			73
千葉県				3				34				35
東京都				8	2	1		42	2	1		42
神奈川県				6	17	5	2	58	17	5	2	58
新潟県								22	3			25
富山県					3			9	4			10
石川県				2	2			19	2			19
福井県								20				20
山梨県	1			1	1			10	1			10
長野県	1			2	2			15	4			17
岐阜県				1				14				14
静岡県				5			1	53			1	54
愛知県				3				22				25
三重県				2				15	1			16
滋賀県				1	1			3	1			3
京都府												
大阪府				3				13				13
兵庫県				3	3			35	3			35
奈良県								9				9
和歌山県				1	2			15	2			15
鳥取県								7				7
島根県								3				3
岡山県				2				13				13
広島県								10				10
山口県								13				13
徳島県				6				29				29
香川県				1	3			11	3			11
愛媛県								6				6
高知県				2				10				10
福岡県				9	1			54	1			54
佐賀県				1				11				11
長崎県	1			1	6			8	6			8
熊本県	1			1	3			3	3			3
大分県					2	1		4	2	1		4
宮崎県					2			7	2			7
鹿児島県								6				6
沖縄県												
札幌市								1				1
仙台市					2			5	2			5
さいたま市					1			3	1			3
千葉市				1				8				8
横浜市				3				11				11
川崎市				1				5				5
名古屋市				2				11				11
京都市								8				8
大阪市												
神戸市					2			2	2			2
広島市					2			3	2			3
北九州市				2				7				7
福岡市								3				3
旭川市												
秋田市					1			1	1			1
郡山市												
いわき市					4	4		4	4	4		4
宇都宮市								2				2
川越市				1				2				2
船橋市								1	2			3
横須賀市												
相模原市								11				11
新潟市												
富山市								1				2
金沢市								3				3
長野市								3				3
岐阜市				1				5				5
静岡市				2				12				12
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市								1	1			5
堺市								1				1
高槻市								1				1
姫路市	3			3	7			7	7			7
奈良市								1				1
和歌山市												
岡山市	1			3	1			7	1			7
倉敷市				1				4				4
福山市				2				9				9
高松市								2				2
松山市								7				7
高知市								2				2
長崎市												
熊本市												
大分市								1				1
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	11	0	0	117	85	11	8	1002	95	11	8	1024

表Ⅲ－７（１）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設				ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設				ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設				塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設			
	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象
	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)
北海道	6			6												
青森県																
岩手県	1			1												
宮城県	2			2												
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県		1		1												
栃木県																
群馬県					1			1								
埼玉県																
千葉県									1			1				
東京都																
神奈川県																
新潟県							1	1								
富山県	1			1												
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1			1				
岐阜県																
静岡県	5		1	6												
愛知県	1			1												
三重県	1			1									1			1
滋賀県																
京都府						1		1								
大阪府																
兵庫県	1			1									1			1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1			1												
島根県	1			1												
岡山県																
広島県	3			3												
山口県	1			1									2			2
徳島県	1			1												
香川県																
愛媛県	1			1												
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1			1												
大分県																
宮崎県	1			1												
鹿児島県	1			1												
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市					1			1								
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市	1			1												
秋田市	1			1												
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市			1	1												
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市													1			1
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	31	1	2	34	2	1	1	4	2	0	0	2	5	0	0	5

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２）　　水質基準適用事業場設置者による設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設				ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設				ｼﾞﾆﾄﾛｻﾘｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｱﾐｻﾘｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設				ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			
	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象
	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県													2			2
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県													6			6
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県													1			1
静岡県													4			4
愛知県	1			1												
三重県													1		1	2
滋賀県													1			1
京都府																
大阪府																
兵庫県													1			1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県													1			1
徳島県																
香川県																
愛媛県									1			1	1			1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県													1			1
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市													1			1
川崎市																
名古屋市	1			1									1			1
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市					1			1								
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市													1			1
高槻市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1	22	0	1	23

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（３）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの				廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				下水道終末処理施設			
	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象
	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)
北海道					5		1	6					6			6
青森県					9			9					1			1
岩手県					3			3					1			1
宮城県					1			1					1			1
秋田県					1			1								
山形県					3	1		4					1			1
福島県					10	1		11								
茨城県					10	8	11	29					3		1	4
栃木県					6	1		7					1			1
群馬県					4		4	8					2	1	1	4
埼玉県					10			10					10			10
千葉県					18		1	19					3			3
東京都					2		2	4					14		6	20
神奈川県					4	1	1	6					12			12
新潟県					6	1	2	9								
富山県					5			5					3			3
石川県					2			2								
福井県					7	1	1	9					1			1
山梨県					1			1					1			1
長野県													2			2
岐阜県					11	2		13					3			3
静岡県					26	4	7	37					2			2
愛知県					18	2		20					7			7
三重県					6	1	2	9					1			1
滋賀県					5			5					2			2
京都府					2	1	1	4					2		1	3
大阪府					17	2		19					16			16
兵庫県					11	1		12					10			10
奈良県					2			2								
和歌山県					2			2								
鳥取県					1			1					4			4
島根県													1			1
岡山県													1			1
広島県					3			3								
山口県					11	2	1	14					2			2
徳島県					7			7								
香川県					2	1		3								
愛媛県	1			1	7			7								
高知県																
福岡県	1			1	4		2	6								
佐賀県					2	1		3								
長崎県						1		1					2			2
熊本県					1			1								
大分県																
宮崎県					4			4					1			1
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市													3			3
仙台市					1			1					2			2
さいたま市					4			4								
千葉市					3		1	4	1			1	2			2
横浜市					9	1	1	11	1			1	7			7
川崎市					12		1	13	1			1	1			1
名古屋市					3			3					6			6
京都市					1	1		2					4			4
大阪市					1			1					9			9
神戸市					1			1					5			5
広島市					2			2					5			5
北九州市					3			3					2			2
福岡市													3			3
旭川市													1			1
秋田市					2			2					1			1
郡山市					2			2					1			1
いわき市	1			1	4			4					1			1
宇都宮市					1			1								
川越市					1			1								
船橋市																
横須賀市													2			2
相模原市																
新潟市					1		2	3					1			1
富山市					3			3					1			1
金沢市													1			1
長野市													3			3
岐阜市													2			2
静岡市					6		1	7					5			5
浜松市					2			2					2			2
豊橋市					2			2					1			1
岡崎市					2			2					1			1
豊田市					1			1								
堺市					2			2					2			2
高槻市													1			1
姫路市					3			3					2			2
奈良市																
和歌山市					2		1	3					2			2
岡山市					3			3					1			1
倉敷市		1		1	6			6					1			1
福山市					2			2					1			1
高松市													1			1
松山市					1			1								
高知市													1			1
長崎市							1	1								
熊本市					1			1					2			2
大分市					2			2								
宮崎市													1			1
鹿児島市													1			1
合　計	3	1	0	4	338	34	44	416	3	0	0	3	204	1	9	214

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合　計			
	報告	未報告事業場数		報告対象	報告	未報告事業場数		報告対象
	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)
北海道	1			1	18		1	19
青森県					10			10
岩手県					5			5
宮城県					4			4
秋田県					1			1
山形県					4	1		5
福島県					10	1		11
茨城県					13	9	12	34
栃木県	1			1	10	1		11
群馬県					7	1	5	13
埼玉県					20			20
千葉県	4			4	26		1	27
東京都					16		8	24
神奈川県					16	1	1	18
新潟県	4		1	5	10	1	4	15
富山県					15			15
石川県					2			2
福井県					8	1	1	10
山梨県					2			2
長野県					3			3
岐阜県					15	2		17
静岡県					37	4	8	49
愛知県					27	2		29
三重県	1			1	11	1	3	15
滋賀県					8			8
京都府					4	2	2	8
大阪府					33	2		35
兵庫県					24	1		25
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					6			6
島根県					2			2
岡山県					1			1
広島県					6			6
山口県	2			2	19	2	1	22
徳島県					8			8
香川県					2	1		3
愛媛県					11			11
高知県								
福岡県			1	1	5		3	8
佐賀県					2	1		3
長崎県	1			1	3	1		4
熊本県					3			3
大分県								
宮崎県					6			6
鹿児島県					1			1
沖縄県	1			1	1			1
札幌市					3			3
仙台市					3			3
さいたま市					4			4
千葉市	1			1	7		1	8
横浜市	2			2	21	1	1	23
川崎市					14		1	15
名古屋市					11			11
京都市					5	1		6
大阪市					10			10
神戸市					6			6
広島市					7			7
北九州市					5			5
福岡市					3			3
旭川市					2			2
秋田市					4			4
郡山市		1		1	3	1		4
いわき市					7			7
宇都宮市	1			1	2			2
川越市					1			1
船橋市								
横須賀市					2			2
相模原市								
新潟市					2		3	5
富山市	1			1	5			5
金沢市					1			1
長野市					3			3
岐阜市					2			2
静岡市					11		1	12
浜松市					4			4
豊橋市					3			3
岡崎市					3			3
豊田市					1			1
堺市					5			5
高槻市					1			1
姫路市					5			5
奈良市								
和歌山市			1	1	4		2	6
岡山市					4			4
倉敷市					8	1		9
福山市					3			3
高松市					1			1
松山市					1			1
高知市	1			1	2			2
長崎市							1	1
熊本市					3			3
大分市	2			2	4			4
宮崎市					1			1
鹿児島市					1			1
合　計	23	1	3	27	637	39	60	736

※　平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－８　　報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		下水道終末処理施設		合　計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						1				1
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県						1				1
福島県						2				2
茨城県										
栃木県										
群馬県					1	1			1	1
埼玉県						1				1
千葉県						1				1
東京都						1				1
神奈川県					1	2			1	2
新潟県					2	2			2	2
富山県					1	1			1	1
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県	1	1							1	1
岐阜県						2				2
静岡県						1				1
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府						3				3
兵庫県										
奈良県						1				1
和歌山県										
鳥取県						1				1
島根県										
岡山県						1				1
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
札幌市								1		1
仙台市										
さいたま市						1				1
千葉市										
横浜市										
川崎市			1	1		1			1	2
名古屋市										
京都市										
大阪市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
旭川市										
秋田市										
郡山市										
いわき市						1				1
宇都宮市										
川越市										
船橋市										
横須賀市										
相模原市										
新潟市										
富山市					1	1			1	1
金沢市					1	1			1	1
長野市										
岐阜市										
静岡市										
浜松市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
堺市										
高槻市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡山市						1				1
倉敷市										
福山市										
高松市										
松山市						2				2
高知市										
長崎市										
熊本市								1		1
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合　計	1	1	1	1	7	30	0	2	9	34

表Ⅲ－９　　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,853	86
文書指導件数	2,137	96
その他	20	1

注）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表Ⅱ－２に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１１　　設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

措　置　状　況		大気関係	水質関係
基準超過件数		80	0
	口頭指導件数	32	0
	文書指導件数	30	0
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	1	0
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	3	0
	法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	8	0
	その他	6	0

注）表Ⅱ－３排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、平成１５年度に講じられた措置状況をまとめた（測定日が平成１４年度中であって措置が平成１５年度に執られたものを含む）。
平成１５年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表Ⅲ－１０　　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	12	11						
青森県	15	1						
岩手県	6	37						
宮城県	14							
秋田県	5							
山形県	32	47			13	12		
福島県	24	17		1	3	3		
茨城県	84			15				1
栃木県	22	8						
群馬県	37	23			4			
埼玉県	102	28						
千葉県		183				1		
東京都	35	5			10			
神奈川県	69	1		3	6			
新潟県	47	115				8		
富山県	14	38				1		
石川県	29							
福井県	16	14						
山梨県	8	1						
長野県	13	2						
岐阜県	64	1			2			
静岡県	126	109			8	5		
愛知県	190	2						
三重県	28	7			1	3		
滋賀県	9	45						
京都府	8	1						
大阪府	105	105			27	27		
兵庫県	66	11						
奈良県	30	36						
和歌山県	25	9						
鳥取県	32	18			1	2		
島根県	21	8						
岡山県	57	16			2			
広島県	10	11						
山口県	25	55			2	4		
徳島県	3	234						
香川県	27	45						
愛媛県	25	1						
高知県	66	88						
福岡県	108	199			1			
佐賀県	21	1						
長崎県	23	12						
熊本県	26	10						
大分県	4	4						
宮崎県	4							
鹿児島県		162						
沖縄県		58						
札幌市	6	1						
仙台市	2							
さいたま市	1							
千葉市	8	36			2	9		
横浜市	13							
川崎市								
名古屋市		20						
京都市	3							
大阪市	3							
神戸市	2							
広島市	11							
北九州市								
福岡市	5	13						
旭川市	1							
秋田市								
郡山市								
いわき市	6	4						
宇都宮市	4							
川越市	2							
船橋市	3							
横須賀市								
相模原市		18						
新潟市	9	48			3	12		
富山市		10						
金沢市	2							
長野市	1							
岐阜市	5					2		
静岡市		36				1		
浜松市		16						
豊橋市								
岡崎市								
豊田市	2							
堺市								
高槻市		10				1		
姫路市	2	2						
奈良市		4						
和歌山市		30				5		
岡山市		79						
倉敷市	5			1				
福山市	8	3						
高松市								
松山市	14	14						
高知市	5	14						
長崎市	2				1			
熊本市	27							
大分市	10							
宮崎市								
鹿児島市	4							
合　計	1853	2137	0	20	86	96	0	1

表Ⅳ－１　　土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

法第２９条第１項に基づく対策地域の指定件数	0
法第３１条第１項に基づく対策計画の策定件数	1
法第３２条第１項に基づく対策計画の変更件数	0

注）計上されている１件は、東京都が平成１３年度に指定し、土壌汚染対策計画（第１次）を策定している１地域に対する２次計画が策定されたもの。

表Ⅳ－２　　報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

（平成１５年４月１日～平成１６年３月３１日）

	事業場数	件　数
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	0	0
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	2	2
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定	1	1

表Ⅳ－３　　法第３４条第１項に基づく立入検査の実施状況
（特定事業場種類別－都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件　数	事業場数	件　数	事業場数	件　数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県					1	1
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県	1	1				
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
旭川市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川越市						
船橋市						
横須賀市						
相模原市						
新潟市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
静岡市						
浜松市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
堺市						
高槻市						
姫路市						
奈良市						
和歌山市						
岡山市						
倉敷市						
福山市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合　計	1	1	0	0	1	1

※　土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためにおこなった立入検査の件数

表Ｖ－１　　都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成１６年3月３１日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第８条第３項に基づく条例の制定状況（上乗せ排出基準関係）	な　し	な　し	
地方公共団体独自条例の制定状況	１２団体 岩手県、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、三重県、兵庫県、熊本県、横浜市、川崎市、名古屋市、高知市	７団体 神奈川県、岐阜県、三重県、熊本県、横浜市、川崎市、高知市	５団体 神奈川県、三重県、大阪府、川崎市、高知市

注）「地方公共団体独自条例」とは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表Ⅵ－１　　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法－全国）※1

		平成15年3月31日現在の設置基数 a	新設 b	既設 c	瀬戸内法からの移行 ※2 d1	瀬戸内法への移行 ※2 d2	廃止等 ※3 e	平成16年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d1-d2-e	特定事業場数 ※4	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 平成15年3月31日現在の設置基数	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 平成16年3月31日現在の設置基数	鉱山保安法等関係法令施設 ※5 特定事業場数 ※4
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		84	0	0	0	0	1	83	29	0	0	0
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		49	1	1	0	0	0	51	39	0	0	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		7	0	1	0	0	0	8	3	0	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		17	0	0	0	0	2	15	2	0	0	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		6	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		―	0	6	0	0	0	6	2	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		―	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		83	1	0	0	0	1	83	39	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		10	3	0	0	0	0	13	3	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,005	73	14	4	1	133	1,962	1,031	10	12(2)	8(1)
	灰の貯留施設	759	31	7	2	0	27	772	412	0	0	0
	小計	*2,764*	*104*	*21*	*6*	*1*	*160*	*2,734*	*1,443*	*10*	*12(2)*	*8(1)*
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		45	9	0	0	0	3	51	12	0	0	0
下水道終末処理施設		246	4	1	―	―	4	247	219	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		78	11	2	0	0	2	89	25	1	1	1
合　計		3,393	133	35	6	1	173	3,393	1,819	11	13(2)	9(1)

※１　瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
※２　事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※３　廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
※４　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
※５　施設数欄及び事業場数欄の（　）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表Ⅵ－２　　水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域）※1

		平成15年3月31日現在の設置基数 a	新設 b	既設 c	法からの移行 ※2 d1	法への移行 ※2 d2	廃止等 ※3 e	平成16年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d1-d2-e	特定事業場数 ※4	瀬戸内海法５条不許可件数
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		18	0	0	0	0	0	18	8	0
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		2	0	0	0	0	0	2	2	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		15	0	0	0	0	0	15	4	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		－	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		－	0	0	0	0	0	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		7	0	0	0	0	0	7	1	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		4	0	0	0	0	0	4	3	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		4	0	0	0	0	0	4	2	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	229	8	0	1	4	9	225	89	0
	灰の貯留施設	37	1	0	0	2	4	32	8	0
	小計	*266*	*9*	*0*	*1*	*6*	*13*	*257*	*97*	*0*
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設		－	－	－	－	－	－	－	－	－
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		13	1	0	0	0	1	13	5	0
合　計		329	10	0	1	6	14	320	122	0

※１　ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出は含まない。
※２　事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
※３　廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
※４　１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅵ－３　　大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

大気基準適用施設		実態把握している廃止の状況[注1)]		左記を反映した平成１６年3月３１日現在の状況[注3)]	
		事業場数[注2)]	施設数	事業場数[注4)]	施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		(0)	(0)	14 (14)	31 (31)
製鋼用電気炉		(0)	(0)	69 (69)	116 (116)
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		(0)	(0)	9 (8)	20 (17)
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		(2)	(2)	234 (234)	789 (789)
廃棄物焼却炉	４t/h以上	－	(5)	－	1,082 (1,079)
	２t/h以上～４t/h未満	－	(12)	－	1,533 (1,532)
	２t/h未満[注5)]	－	(180)	－	9,308 (9,286)
	小計	(169)	(197)	9,215 (9,199)	11,923 (11,897)
合計		(171)	(199)	9,541 (9,524)	12,879 (12,850)

注１）（　）に、法に基づく届出がなされていないため表Ⅰ－３の廃止等(ｅ)には未計上であり、届出の目途も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注２）ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注３）上記の内容を表Ⅰ－１に反映させた平成１６年３月３１日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出施設に係る状況を（　）に示す。

注４）ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注５）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅵ－４（１）　　水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

水質基準対象施設	実態把握している廃止の状況[注１)]		左記を反映した平成１６年３月３１日現在の状況[注３)]	
	事業場数[注２)]	施設数	事業場数[注４)]	施設数
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	(0)	(0)	37 (37)	101 (101)
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	(0)	(0)	41 (41)	53 (53)
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	(0)	(0)	3 (3)	8 (8)
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	(0)	(0)	6 (6)	30 (30)
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	(0)	(0)	2 (2)	6 (6)
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設等	(0)	(0)	1 (1)	4 (4)
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	(0)	(0)	2 (2)	6 (6)
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	(0)	(0)	0 (0)	3 (3)
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設等	(0)	(0)	1 (1)	7 (7)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	(0)	(0)	42 (42)	87 (87)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	(0)	(0)	5 (5)	17 (17)

表Ⅵ－４（２）　　水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

水質基準対象施設		実態把握している廃止の状況[注１)]		左記を反映した平成１６年３月３１日現在の状況[注３)]	
		事業場数[注２)]	施設数	事業場数[注４)]	施設数
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	(14)	(18)	1,115 (1,108)	2,181 (2,169)
	灰の貯留施設	(5)	(9)	415 (415)	795 (795)
	小計	(19)	(27)	1,530 (1,523)	2,976 (2,964)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		(1)	(2)	11 (11)	49 (49)
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）		(1)	(1)	218 (218)	246 (246)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		(0)	(0)	31 (30)	103 (102)
合計		(21)	(30)	1,930 (1,922)	3,696 (3,683)

注１）（　）に、法及び瀬戸内海法に基づく届出がなされていないため表Ⅰ－５の廃止等(ｅ)には未計上であり、届出の目途も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注２）ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注３）上記の内容を表Ⅰ－２に反映させた平成１６年３月３１日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出施設に係る状況を（　）に示す。

注４）ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出がなされた施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表Ⅵ－５（１）　　大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	表Ⅰ－６のf欄に未計上だが実態として把握している廃止の状況														
	アルミニウム合金製造施設					廃棄物焼却炉								合　計	
	事業場数	施設数				事業場数	施設数							事業場数	施設数
		焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計		4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満（0.5㎡以上）	小計		
北海道															
青森県						10		2	3	6	1	1	13	10	13
岩手県						12			6	4	1	1	12	12	12
宮城県															
秋田県															
山形県						4			2	2	1		5	4	5
福島県						6			4	3			7	6	7
茨城県						14	2		1	10	1	1	15	14	15
栃木県						6			1	2	1	2	6	6	6
群馬県															
埼玉県						5		2		1	3		6	5	6
千葉県															
東京都															
神奈川県						5			3	2		1	6	5	6
新潟県						2		2	4	2			8	2	8
富山県															
石川県						2				2			2	2	2
福井県															
山梨県						3			1		2		3	3	3
長野県						1			1				1	1	1
岐阜県						2			1		1		2	2	2
静岡県	1		1		1	9		1	3	3	2	1	10	10	11
愛知県															
三重県						2			4	1			5	2	5
滋賀県						12			3	9	3		15	12	15
京都府															
大阪府						5			2	2		1	5	5	5
兵庫県						7		1	2	2	1	2	8	7	8
奈良県						6				3	2	1	6	6	6
和歌山県															
鳥取県						2			1			1	2	2	2
島根県						1				1			1	1	1
岡山県						1				1			1	1	1
広島県						1				1			1	1	1
山口県	1		1		1									1	1
徳島県						1					1		1	1	1
香川県															
愛媛県						2					1	1	2	2	2
高知県															
福岡県						12			4	6	2		12	12	12
佐賀県						6			3	2	1	1	7	6	7
長崎県						4		3	2	1			6	4	6
熊本県						1					1		1	1	1
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市						1					1		1	1	1
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市						1		1					1	1	1
川崎市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
旭川市															
秋田市						1			1				1	1	1
郡山市						1				1			1	1	1
いわき市															
宇都宮市															
川越市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市						3				1	2		3	3	3
新潟市						2					2		2	2	2
富山市															
金沢市						3			1	1	1		3	3	3
長野市															
岐阜市															
静岡市						3	1		3				4	3	4
浜松市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
堺市						1					1		1	1	1
高槻市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市						2			1	1	1		3	2	3
岡山市															
倉敷市						5	2		4				6	5	6
福山市															
高松市															
松山市															
高知市						1				1			1	1	1
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市						1			1				1	1	1
合　計	2	0	2	0	2	169	5	12	62	71	33	14	197	171	199

※１　鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。

※２　ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表Ⅵ－５（２）　　大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況

（施設種類別－都道府県・政令市別）

	左記の実態把握分を反映した平成16年3月31日現在の状況												
	アルミニウム合金製造施設					廃棄物焼却炉							
	事業場数	施設数				事業場数	施設数						
		焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計		4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満（0.5㎡以上）	小計
北海道	3		5		5	236	17	28	127	81	27	14	294
青森県						135	15	26	34	64	15	17	171
岩手県	1			1	1	135	5	27	35	77	17	6	167
宮城県	1		2		2	108	5	29	33	61	8	4	140
秋田県						72	4	18	53	22	2	5	104
山形県	2		4		4	120	7	11	29	66	15	4	132
福島県	4	1	27	2	30	105	3	32	61	22	22	7	147
茨城県	9	2	32	1	35	322	23	60	98	186	36	17	420
栃木県	11		58	3	61	182	13	29	61	100	23	8	234
群馬県	4	1	5		6	166	17	32	61	53	33	15	211
埼玉県	8		26	4	30	300	43	82	118	64	76	19	402
千葉県	2		11	3	14	376	52	78	91	208	51	22	502
東京都						244	111	41	47	72	64	32	367
神奈川県						145	28	29	43	55	28	12	195
新潟県	5		10		10	241	11	59	79	94	49	24	316
富山県	17		44		44	98	6	16	26	45	22	2	117
石川県	1		1		1	89		15	28	55	10		108
福井県	4		15	1	16	123	6	15	34	61	17	9	142
山梨県	1		4	1	5	82	3	24	30	39	10	6	112
長野県	7		19	4	23	207	7	30	98	83	23	10	251
岐阜県	3		4		4	257	2	38	69	115	62	17	303
静岡県	22	4	79	8	91	346	29	60	122	149	52	18	430
愛知県	40	7	108	11	126	296	46	57	118	104	38	19	382
三重県	7	1	27	3	31	204	15	42	68	99	28	17	269
滋賀県	4		14	1	15	143	4	27	50	59	20	17	177
京都府	1		3		3	84	5	15	33	45	12		110
大阪府	7		19	4	23	155	47	40	64	44	23	16	234
兵庫県	4	2	22		24	305	32	47	97	135	48	21	380
奈良県	1		1		1	147	4	25	52	81	18	2	182
和歌山県						119		12	42	47	25	17	143
鳥取県						92	5	7	38	50	9	4	113
島根県						89	6	6	42	35	2	9	100
岡山県	1		3		3	116	5	15	52	55	15	11	153
広島県	1		3		3	160	8	25	66	84	17	20	220
山口県	4		15		15	172	15	30	72	71	33	14	235
徳島県						176	3	23	58	99	27	9	219
香川県	1		1		1	132	10	8	42	58	26	10	154
愛媛県						185	8	23	60	88	36	15	230
高知県						127		14	37	64	18	9	142
福岡県	5		17	2	19	315	18	40	74	134	70	29	365
佐賀県	2		2		2	96	5	16	48	51	9	5	134
長崎県	1		1		1	123	8	19	82	38	13	8	168
熊本県	8		15	1	16	125	1	27	47	45	16	15	151
大分県						61	4	15	23	18	9	5	74
宮崎県	1		1		1	90	8	17	34	45	5		109
鹿児島県	2		2		2	138		29	46	69	17	5	166
沖縄県						82	7	27	41	26	8	4	113
札幌市						16	9	8	4	5	4	4	34
仙台市						26	13	7	5	11	1	1	38
さいたま市						13	11	1	3	1	5	2	23
千葉市						36	14	4	8	12	9	6	53
横浜市	1		2	1	3	82	27	5	22	25	35	7	121
川崎市	1		4		4	39	21	7	15	2	10	5	60
名古屋市	4		20		20	57	19	1	5	25	11	12	73
京都市	1		8	1	9	59	24	1	16	21	21		83
大阪市	1		2		2	40	30	5	16	7	8		66
神戸市						33	18	3	7	16	4	1	49
広島市	1		1	1	2	60	9	6	42	21	2	4	84
北九州市	5	1	4		5	34	18	5	21	11	1	2	58
福岡市						19	12	4	5	8	1	1	31
旭川市						10	2	3	1	5		2	13
秋田市	1		1		1	9	1	2	6	1			10
郡山市						19	5	2	2	9	7		25
いわき市	1		1		1	24	12	5	7	8	2		34
宇都宮市						15	5	6	6	2	2	1	22
川越市	1		1		1	16	2	5	2	4	4	1	18
船橋市	1		1		1	14	8	2		7	3		20
横須賀市						10	5	3	2	3	1	5	19
相模原市						23	7	1	14	3	6	2	33
新潟市						24	5		8	10	7	2	32
富山市	1		1	3	4	22	1		7	10	4	2	24
金沢市						26	5	2	6	10	8	1	32
長野市						25	3	1	10	12	3		29
岐阜市						26	5	6	7	10	4	3	35
静岡市						80	8	4	14	37	22	8	93
浜松市	2		6		6	41	4	6	10	23	9	2	54
豊橋市	2		5		5	14	4	2	5	7	1		19
岡崎市	1		1		1	22	5		11	11	5	2	34
豊田市	6		30	5	35	17	9	5	5	3	3	2	27
堺市	2		3		3	25	9	2	7	9	7	1	35
高槻市						7	5	2	2	5			14
姫路市						40	7	8	6	20	6	2	49
奈良市						18	4		3	9	5	2	23
和歌山市						56	6	4	14	22	13	8	67
岡山市						44	7	1	31	18	5	2	64
倉敷市	3	1	10		11	33	9	8	22	7	1	3	50
福山市						46	6	4	11	36	5		62
高松市	1		1		1	14	2		7	8	1		18
松山市	1		2		2	24	5	1	8	15	1		30
高知市						24	3	1	4	16	3		27
長崎市						16	4		1	8	4	1	18
熊本市						20	4	1	7	10	2	2	26
大分市	1		2		2	31	6	2	19	8	4	3	42
宮崎市						9	5	1		4	3	1	14
鹿児島市	1		2		2	20	5		7	9	3		24
合　計	234	20	708	61	789	9199	1079	1532	3204	3960	1470	652	11897

※１　鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。

※２　ひとつの事業場に、左記表Ⅵ－５(１)に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅵ－６（１）　　水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況
（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	表Ⅰ－７のf欄に未計上だが実態として把握している廃止の状況											
	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		下水道終末処理施設		合　計	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計							
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2	1	1	2	3					2	3
茨城県												
栃木県			1	2	1	2					1	2
群馬県												
埼玉県	1	2		1	1	3					1	3
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県	1	1	1	1	2	2					2	2
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県	2	2			2	2					2	2
愛知県												
三重県	1	1			1	1					1	1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	2	2	2	2	4	4					4	4
佐賀県												
長崎県	1	2			1	2					1	2
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1	1		1	1	2					1	2
川崎市												
名古屋市												
京都市												
大阪市	1	1			1	1	1	2			2	3
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市	1	1			1	1			1	1	2	2
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
新潟市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市												
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
堺市												
高槻市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市	1	2		1	1	3					1	3
福山市												
高松市												
松山市												
高知市	1	1			1	1					1	1
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	14	18	5	9	19	27	1	2	1	1	21	30

※１　鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。
※２　ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表Ⅵ－６（２）　　水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況
（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）

	左記の実態把握分を反映した平成16年3月31日現在の状況									
	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		下水道終末処理施設	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計					
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道	20	37	7	11	27	48	1	1	6	6
青森県	11	23	7	7	18	30			1	1
岩手県	7	7	1	1	8	8			1	1
宮城県	2	5			2	5			1	1
秋田県	1	1	5	6	6	7				
山形県	13	13	8	8	21	21			1	1
福島県	11	30	19	25	30	55				
茨城県	39	76	12	13	51	89			4	4
栃木県	9	14	5	7	14	21			1	1
群馬県	6	9	9	10	15	19			4	6
埼玉県	73	140	21	51	94	191			10	10
千葉県	28	97	27	41	55	138	1	2	3	3
東京都	32	62	12	53	44	115			20	20
神奈川県	17	43	6	19	23	62			12	12
新潟県	19	28	17	19	36	47		1		
富山県	10	30	2	5	12	35	1	1	3	3
石川県	2	3	7	8	9	11				
福井県	12	29	5	8	17	37			1	1
山梨県	12	15	4	3	16	18			1	1
長野県	35	84		27	35	111			2	2
岐阜県	36	45			36	45			3	3
静岡県	44	75	7	15	51	90			2	2
愛知県	39	67	21	30	60	97			7	7
三重県	23	39	6	7	29	46			2	2
滋賀県	7	13	3	4	10	17			2	2
京都府	5	10	7	9	12	19			2	2
大阪府	55	145		19	55	164			16	16
兵庫県	39	71	35	44	74	115			10	10
奈良県	28	29	7	7	35	36			1	1
和歌山県	9	10	14	16	23	26				
鳥取県	5	13	9	16	14	29			4	4
島根県	18	19		3	18	22			1	1
岡山県	15	21	8	14	23	35			1	1
広島県	15	28	7	8	22	36				
山口県	24	59	1	3	25	62			2	3
徳島県	21	39	6	8	27	47				
香川県	8	14	7	15	15	29				
愛媛県	10	13	2	2	12	15				
高知県	12	15			12	15				
福岡県	30	49	11	24	41	73				
佐賀県	9	14	6	7	15	21				
長崎県	14	21	4	5	18	26	1	2	2	2
熊本県	2	3	2	3	4	6				
大分県	4	4			4	4				
宮崎県	4	5			4	5			1	1
鹿児島県										
沖縄県	19	22	9	9	28	31				
札幌市	3	9	4	7	7	16			4	4
仙台市	6	10	4	4	10	14			2	2
さいたま市	4	6	3	6	7	12				
千葉市	6	21	2	9	8	30	1	1	2	4
横浜市	7	21	5	26	12	47	1	1	7	24
川崎市	18	40	4	5	22	45	2	30	2	4
名古屋市	5	23	1	6	6	29	1	1	6	6
京都市	8	15	1	6	9	21			4	4
大阪市	8	32		12	8	44			9	9
神戸市	8	17	2	8	10	25			5	5
広島市	22	43	1	10	23	53			5	7
北九州市	14	36	4	14	18	50	1	8	3	4
福岡市	5	19	1	6	6	25			3	3
旭川市									1	1
秋田市	4	8			4	8			1	1
郡山市	2	2	2	2	4	4			1	1
いわき市	6	19			6	19			1	1
宇都宮市	5	12		4	5	16				
川越市	5	7	2	6	7	13				
船橋市			2	2	2	2				
横須賀市	4	12	1	6	5	18			2	2
相模原市	2	7	1	3	3	10				
新潟市	5	9		1	5	10			1	1
富山市	1	5	2	2	3	7	1	1	1	1
金沢市	3	7	1	1	4	8			1	1
長野市	13	19	1	1	14	20			3	3
岐阜市	4	7			4	7			2	2
静岡市	8	11	3	3	11	14			5	6
浜松市	3	6		1	3	7			2	2
豊橋市	1	3	3	4	4	7			1	1
岡崎市	6	7			6	7			1	1
豊田市	4	6	3	3	7	9				
堺市	8	10	2	6	10	16			2	2
高槻市	2	12		3	2	15			1	1
姫路市	9	20	1	12	10	32			2	2
奈良市	2	3	1	2	3	5				
和歌山市	4	6		2	4	8			2	2
岡山市	6	7	4	5	10	12			1	1
倉敷市	10	31	2	3	12	34			1	1
福山市	7	14		1	7	15			1	1
高松市	3	3			3	3			1	1
松山市	1	3			1	3				
高知市	1	2	1	2	2	4			1	1
長崎市	4	6		2	4	8				
熊本市		2	2	2	2	4			2	2
大分市	6	19		3	6	22				
宮崎市		2	2	2	2	4			1	1
鹿児島市	1	1	1	2	2	3			1	1
合　計	1108	2169	415	795	1523	2964	11	49	218	246

※１　鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。
※２　ひとつの事業場に、左記表Ⅵ－６(１)に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅵ－7　大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況[注1)]

廃棄物焼却炉（4t/時以上）　既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
1.9	1	4t/時以上	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.37ng-TEQ/m3N）。	静岡市
1.5	1	4t/時以上	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.91ng-TEQ/m3N）。	神奈川県

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時）　新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
12	1	2t/時～4t/時	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.52ng-TEQ/m3N）。	山梨県
4.9	1	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.72ng-TEQ/m3N）。確認後、運転中止解除。	山形県
1.9	1	2t/時～4t/時	設置者	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下（0.024ng-TEQ/m3N）。	長野県
1.4	1	2t/時～4t/時	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.13ng-TEQ/m3N）。	群馬県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m2以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時）　既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
18	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.077ng-TEQ/m3N）。	山形県
17	5	2t/時～4t/時	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（4.7ng-TEQ/m3N）。	埼玉県
15	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（3.1ng-TEQ/m3N）。	福井県
15	5	2t/時～4t/時	設置者	H16.3.31施設廃止。	長崎県
11	5	2t/時～4t/時	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（3.0ng-TEQ/m3N）。	いわき市
9.8	5	2t/時～4t/時	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（1.4ng-TEQ/m3N）。	埼玉県
7.2	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.10ng-TEQ/m3N）。	神戸市
6.4	5	2t/時～4t/時	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（1.4ng-TEQ/m3N）。	新潟県
6.4	5	2t/時～4t/時	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（1.5ng-TEQ/m3N）。	栃木県

廃棄物焼却炉（2t/時未満）　新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
150	5	2t/時未満	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎市
45	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	高松市
39	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	青森県
31	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
29	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下（0.0069ng-TEQ/m3N）。	鹿児島市
29	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下（2.8ng-TEQ/m3N）。	鹿児島市
24	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で、基準値以下（0.014ng-TEQ/m3N）。	鹿児島市
23	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（3.9ng-TEQ/m3N）。	山形県
21	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.67ng-TEQ/m3N）。	熊本市
19	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	群馬県
19	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（4.6ng-TEQ/m3N）。	栃木県
17	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（3.4ng-TEQ/m3N）。	宮崎県
15	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県
14	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	山梨県
11	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H16.4.9施設使用廃止届出。	秋田県
11	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（1.4ng-TEQ/m3N）。	岐阜県
11	5	2t/時未満	設置者	一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下（4.6ng-TEQ/m3N）。	滋賀県
10	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H15.8.18施設使用廃止届出。	富山県
9.2	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（1.2ng-TEQ/m3N）。	山形県
9.1	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.39ng-TEQ/m3N）。	広島県
8.7	5	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（0.30ng-TEQ/m3N）。	埼玉県
8.4	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下（4.9ng-TEQ/m3N）。	宮崎県
8.1	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡市
8	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	千葉県
8	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（2.1ng-TEQ/m3N）。再度行政検査実施中。	静岡市
7.9	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	島根県
7.8	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（2.0ng-TEQ/m3N）。	富山県
7.6	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.47ng-TEQ/m3N）。	茨城県
7.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	栃木県
7.5	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.45ng-TEQ/m3N）。	福井県
7.5	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.41ng-TEQ/m3N）。	兵庫県
7.3	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.25ng-TEQ/m3N）。	新潟県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
7	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善工事中につき施設停止継続中。9月上旬に完成の後、自主測定を実施する予定。	山形県
7	5	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下（0.53ng-TEQ/m3N）。	宮崎県
6.6	5	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.2.27施設使用廃止届出。	富山県
6.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本県
6.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	栃木県
6.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下。	三重県
5.5	5	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（3.4ng-TEQ/m3N）。	広島県
5.4	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（1.8ng-TEQ/m3N）。	鳥取県
5.2	5	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策後の行政検査で基準値以下（0.53ng-TEQ/m3N）。	福井県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m2以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
320	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（7.6ng-TEQ/m3N）。	徳島県
210	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（4.4ng-TEQ/m3N）。	秋田県
150	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(5.4ng-TEQ/m3N)	山形県
140	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（6.3ng-TEQ/m3N）。	東京都
130	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下（9.1ng-TEQ/m3N）。	北海道
130	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.4.7廃止届。	静岡県
130	10	2t/時未満	設置者	一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	兵庫県
130	10	2t/時未満	設置者	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	広島市
120	10	2t/時未満	設置者	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の行政検査で基準値以下（7.8ng-TEQ/m3N）。	徳島県
120	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(8.8ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
120	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下（0.58ng-TEQ/m3N）。	鹿児島県
110	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H15.10.8施設廃止。	東京都
110	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（0.96ng-TEQ/m3N）。	千葉市
100	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（0.65ng-TEQ/m3N）。	さいたま市
72	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.3.14廃止届。	静岡県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
69	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下。	東京都
69	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（3.6ng-TEQ/m3N）。再度行政検査実施中。	静岡市
57	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（0.93ng-TEQ/m3N）。	埼玉県
57	10	2t/時未満	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m3N)。	島根県
53	10	2t/時未満	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	鳥取県
52	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導（測定結果通知）。直ちに施設使用廃止届出（H16.1.28）。	岐阜県
50	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導（測定結果通知）。直ちに施設使用廃止届出（H15.10.14）。	岐阜県
48	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山口県
46	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H16.3.12使用廃止届出。	長野市
44	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（1.4ng-TEQ/m3N）。	北海道
44	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（1.5ng-TEQ/m3N）。	福井県
39	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下を確認（2.4ng-TEQ/m3N）。	新潟県
39	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m3N）。	岐阜県
39	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（6.1ng-TEQ/m3N）。	埼玉県
37	10	2t/時未満	設置者	使用停止、改善対策を文書指導。原因調査、施設使用停止継続中。	滋賀県
37	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善を確認。	長野市
37	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下（5.5ng-TEQ/m3N）。	静岡県
37	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m3N）。	宮崎県
36	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下（0.98ng-TEQ/m3N）。	神奈川県
32	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.20ng-TEQ/m3N）。	和歌山県
32	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の自主測定で基準値以下（1.8ng-TEQ/m3N）。	松山市
31	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（0.41ng-TEQ/m3N）。	埼玉県
30	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。H16.4.15使用廃止届出。	長野市
30	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H16.2.23施設使用廃止。	さいたま市
29	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。その後、H15.12.25施設廃止。	北海道

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
29	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本市
29	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山口県
28	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.47ng-TEQ/m3N)。	山口県
28	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
26	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
26	10	2t/時未満	行政	改善等を指示。改善後の自主測定で基準値以下(3ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
24	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m3N)。	北九州市
24	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H16.3.9廃止届出。(廃止年月日H16.2.16)。	仙台市
23	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H16.2.16廃止届出。	北九州市
23	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	浜松市
23	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(10ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
22	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	福 岡 県
22	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H16.3.31施設廃止。	長崎県
21	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	徳島県
21	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.76ng-TEQ/m3N)。	島根県
20	10	2t/時未満	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(0.79ng-TEQ/m3N)。	島根県
20	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(7.4ng-TEQ/m3N)。	栃木県
20	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岐阜県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.99ng-TEQ/m3N)。	新潟県
19	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.52ng-TEQ/m3N)。	岐阜県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	浜松市
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策後の行政検査で基準値以下。(0.24ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
19	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m3N)。	千葉県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m3N)。	福井県
19	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(5.4ng-TEQ/Nm3)。	栃木県
18	10	2t/時未満	設置者	改善を文書指導。法に基づく報告徴収。改善後の自主測定で基準値以下(1.8ng-TEQ/m3N)。	福島県
18	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主検査で基準値以下(0.63ng-TEQ/m3N)。	香川県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
18	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善を確認。	長野市
17	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.9ng-TEQ/m3N)。	北海道
17	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.9ng-TEQ/m3N)。	北海道
17	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。その後、H16.3施設廃止。	北海道
17	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
16	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の行政測定で基準値以下(0.096ng-TEQ/m3N)。	福島県
16	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。	三重県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m3N)。	群馬県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政測定で基準値以下(0.72ng-TEQ/m3N)。	鳥取県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。H15.7.29廃止届出。	福 岡 県
15	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.95ng-TEQ/m3N)。	長崎県
15	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下(3.1ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
15	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(0.17ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
14	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北九州市
14	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m3N)。	秋田県
14	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.099ng-TEQ/m3N)。	山形県
14	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(7.0ng-TEQ/m3N)。	山形県
14	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。H15.10.1施設廃止。	東京都
14	10	2t/時未満	設置者	自主測定結果の報告と同時に施設を廃止(H16.1.28使用廃止届出)。	長野県
14	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡県
14	10	2t/時未満	行政	改善命令。改善後の自主測定結果で基準値以下(1.2ng-TEQ/m3N)。	福山市
14	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.5ng-TEQ/m3N)。	福井県
13	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(9.7ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
13	10	2t/時未満	行政	改善を文書指導。法に基づく報告聴取。改善後の自主測定で基準値以下(5.8ng-TEQ/m3)。	岩手県
13	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.87ng-TEQ/Nm3)。施設使用停止継続中。	岡山県
13	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(7.9ng-TEQ/m3N)。	熊本県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	能力区分	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
13	10	2t/時未満	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山口県
12	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(2.2ng-TEQ/m3N)。	茨城県
12	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(9.2ng-TEQ/m3N)。	岐阜県
12	10	2t/時未満	設置者	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.20ng-TEQ/m3N)。	青森県
11	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下。	北海道
11	10	2t/時未満	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下(9.4ng-TEQ/m3N)。	山形県
11	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下を確認(2.5ng-TEQ/m3N)。	新潟県
11	10	2t/時未満	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	東京都
11	10	2t/時未満	設置者	改善等を口頭指導。H16.3.8廃止届出。	長崎県

注1) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明若しくは措置が講じられた事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成15年度中及び平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。[廃棄物処理法に基づく措置]とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表Ⅵ－8　水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況[注1)]

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)]	自治体
84	10	廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設 廃棄物焼却施設に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善命令。改善後の自主測定で基準値以下（1.5pg-TEQ/L）。	島根県
34	10	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設	行政	改善命令。H15.12.25施設使用廃止。	福島県
25	10	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	大分市
14	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善等を文書指導。改善後の自主検査で基準値以下（0.23pg-TEQ/L）。	北九州市
12	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善等を文書指導。改善後の自主測定で基準値以下（1.2pg-TEQ/L）。	横浜市

注1）　平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明若しくは措置が講じられた事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2）　平成15年度中及び平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。[廃棄物処理法に基づく措置]とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表Ⅵ－９　　排出基準超過施設・事業場における対応状況
（大気関係・水質関係－全国）[注１）]

平成１６年6月３０日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		158	5
措置後の対応状況	基準達成	104	3
	対策実施中	33	1
	廃止	21	1
	未対応	0	0

注１）平成１５年４月１日から平成１６年3月３１日までの間の状況を取りまとめた表Ⅱ－３に、それ以降の状況（平成１６年６月３０日まで）を反映させた。

表Ⅵ－１０　　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）

（平成１６年４月１日～平成１６年６月３０日）

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	802	16
文書指導件数	380	1
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	5	0
その他	10	2

注）表Ⅲ－１（大気基準適用施設）及び表Ⅲ－３（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成１６年４月１日から平成１６年６月３０日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表Ⅵ－１１　　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	10							
青森県	23	2						
岩手県	6							
宮城県								
秋田県								
山形県	16			1				
福島県	3							
茨城県	106	5			11			
栃木県	7							
群馬県	7							
埼玉県	33							
千葉県			2	7				
東京都	29							
神奈川県	13	1	2					
新潟県								
富山県	13							
石川県	11							
福井県	22							
山梨県	6							
長野県								
岐阜県	28							
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県	11							
京都府	6							
大阪府	26	26						
兵庫県	4							
奈良県				1				
和歌山県	12							
鳥取県	17							
島根県	6							
岡山県								
広島県	3	3						
山口県	2							
徳島県		54						
香川県	10							
愛媛県	43	43						
高知県	12							
福岡県	168	184			2	1		
佐賀県	7							
長崎県	2		1					
熊本県								
大分県	18							
宮崎県	1							
鹿児島県	20	44						
沖縄県	4							
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市	3				1			
横浜市	16							2
川崎市								
名古屋市		15						
京都市								
大阪市	4			1				
神戸市	2	1						
広島市	9							
北九州市								
福岡市	2							
旭川市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市	4							
川越市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
新潟市	2							
富山市	3	1						
金沢市								
長野市								
岐阜市	3							
静岡市								
浜松市	1							
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
堺市	1							
高槻市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市	28				1			
岡山市	5							
倉敷市	1							
福山市	6	1						
高松市								
松山市	1							
高知市								
長崎市	2				1			
熊本市	4							
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合　計	802	380	5	10	16	1	0	2

※　表Ⅲ－５及び表Ⅲ－７の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成１５年４月１日から６月３０日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表Ⅵ－１２　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成１６年４月１日～平成１６年６月３０日）

大気基準適用施設		平成１６年３月３１日現在の未報告施設数 注１）注２）		左記に計上した施設の平成１６年６月３０日までの状況 注３）注４）注５）			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		4	1	0	3	1	1
製鋼用電気炉		14	6	1	13	0	6
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		3	0	0	3	0	0
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		52	36	12	54	0	22
廃棄物焼却炉	４t/h以上	61	76	53	61	2	21
	２t/h以上～４t/h未満	88	130	75	89	6	48
	２t/h未満 注６）	1,329	1,771	531	1,375	201	993
	小計	1,478	1,977	659	1,525	209	1,062
合計		1,551	2,020	672	1,598	210	1,091

注１）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、測定は行っているが報告のないものを含む。

注３）「報告」とは、注１）の期間における測定について、平成１６年４月１日から平成１６年６月３０日までの間になされた報告。

注４）「休止」とは、平成１５年度から引き続き休止状態にある施設及び平成１６年４月１日から平成１６年６月３０日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注５）「廃止等」には、平成１６年４月１日から平成１６年６月３０日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注６）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅵ－１３　設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）注1）注3）

（平成１６年４月１日～平成１６年６月３０日）

水質基準対象施設	平成１６年３月３１日現在の未報告事業場数 注2）注4）		左記に計上した事業場の平成１６年６月３０日までの状況 注5）注6）			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	2	1	1	0	1
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	1	1	0	1	0	1
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	0	1	0	0	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	1	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	34	44	11	33	7	27
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	1	9	6	1	1	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	3	1	1	0	2
合計	39	60	19	38	8	34

注１）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２）平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注４）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、測定は行っているが報告のないものを含む。

注５）「報告」とは、注２）の期間における測定について、平成１６年４月１日から平成１６年６月３０日までの間になされた報告。

注６）「休止」とは、平成１５年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成１６年４月１日から平成１６年６月３０日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表Ⅵ－１４（１）　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設 焙焼炉					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1								
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県							1					1						
栃木県							1			1								
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県								2				2						
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県							3			3			1			1		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県								1				1						
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県							5			5								
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市							1			1								
さいたま市																		
千葉市		1				1												
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市	1				1													
神戸市																		
広島市																		
北九州市	1			1														
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市							1			1								
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市								2				2						
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市							1	1	1	1								
岡山市																		
倉敷市																		
福山市	2			2														
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	4	1	0	3	1	1	14	6	1	13	0	6	1	0	0	1	0	0

表Ⅵ－１４（２）　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設																	
	焼結炉						溶鉱炉						溶解炉					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市							1			1								
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表Ⅵ－１４（３）　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛回収施設												アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉						小　計						焙焼炉					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県							1			1								
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市	1			1			2			2								
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	1	0	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0

表Ⅵ－１４（４）　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	アルミニウム合金製造施設																	
	溶解炉						乾燥炉						小　計					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県	1			1									1			1		
秋田県																		
山形県																		
福島県	7	2		7		2							7	2		7		2
茨城県																		
栃木県	3			3			1			1			4			4		
群馬県		3	2			1								3	2			1
埼玉県		1		1										1		1		
千葉県							1			1			1			1		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県	1			1									1			1		
石川県																		
福井県	1	3	3	1									1	3	3	1		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県	1			1									1			1		
静岡県	6	2		6		2		1				1	6	3		6		3
愛知県	4			4			2			2			6			6		
三重県	1	8				9		1				1	1	9				10
滋賀県	1			1									1			1		
京都府																		
大阪府	5			5			1			1			6			6		
兵庫県		1				1								1				1
奈良県	1			1									1			1		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県	2			2									2			2		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県	2	4		2		4							2	4		2		4
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県	1			1									1			1		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市		4	2	2										4	2	2		
名古屋市	6			6									6			6		
京都市	2			2									2			2		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市		1				1								1				1
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市	1	4	4	1									1	4	4	1		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市	1			1									1			1		
堺市		1	1											1	1			
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	47	34	12	49	0	20	5	2	0	5	0	2	52	36	12	54	0	22

表Ⅵ－１４（５）　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満						200kg/h以上～2t/h未満					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2			2			3	5	2	3		3	14	27	14	17	1	9
青森県	2			2				2	1	1			5	2	1	5	1	
岩手県								1	1				11	1	1	10	1	
宮城県								1				1	2	1		2		1
秋田県							1					1	8					8
山形県								1	1				6	5	5	6		
福島県													10	1		10	1	
茨城県	2	3		2		3	3			3			10	11	2	10		9
栃木県	5	1		4		2	4	2	2	4			8	4		3	5	4
群馬県		3	3					2	2				8	8	5	8		3
埼玉県	2		2				4			4			8	13	11	8	1	1
千葉県	2	6	6	2			2	4	1	2		3	9	11	2	10		8
東京都	9	14	14	9			2	10	10	1	1		11	9	10	10		
神奈川県		10	10				1	6	3	1		3	7	8	7	7		1
新潟県		5				5	2	18		2		18	5	18		5		18
富山県		3	3					3	3				4	2	2	4		
石川県														6	4			2
福井県	1			1			1			1				1	1			
山梨県							2	2	2	2			7	1	1	7		
長野県							1			1			18			18		
岐阜県							6	1	1	6			8	4	3	8		1
静岡県		4				4	3	3		3		3	17	11		17		11
愛知県	6			6			3			3			18			18		
三重県		3				3	3	7	2	3		5	6	15	2	6	1	12
滋賀県								3	3				7	2	2	6	1	
京都府		2	1		1			4	3		1		2	12	10	2	2	
大阪府							4			4			9	4		9		4
兵庫県	3	2	2	3			6	4	4	6			16	10	10	15	1	
奈良県							1	3		1	2	1	11	7		11	2	5
和歌山県								8	8				2	12	12	2		
鳥取県													4	1	1	4		
島根県													5	8	2	7		4
岡山県													6	3		9		
広島県							5	6	6	5			8	5	5	6	2	
山口県	3			3			1	1		1	1		10	1		10	1	
徳島県	2			2			3			3			16	1	1	16		
香川県	1			1									8	3	2	7		2
愛媛県	1			1			1			1				3	3			
高知県								4	4				18	6	4	18		2
福岡県	1	3	2	1		1	6	17	6	10		7	5	33	8	8	1	21
佐賀県	1			1			1			1			12	2	2	11	1	
長崎県	3			3			1			1			14	3	3	14		
熊本県													6	8		5	7	2
大分県							2			2			2			2		
宮崎県							2			2			1			1		
鹿児島県								6	6				1	9	8	1		1
沖縄県							2			2			10	3	1	10		2
札幌市																		
仙台市							1			1								
さいたま市																		
千葉市		6	5			1							2	2	2	2		
横浜市							1	2	1	1		1	6	5		11		
川崎市													1			1		
名古屋市	4			3	1								1	1		1		1
京都市		4		4									8	1	1	7	1	
大阪市													6	2	1	6	1	
神戸市													3			3		
広島市							1			1			1	8	8	1		
北九州市	2			2									2			2		
福岡市	3			3									1			1		
旭川市							1			1								
秋田市													2			2		
郡山市							1			1			1			1		
いわき市																		
宇都宮市							3	1	1	2	1		1	2	2	1		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市													1				1	
相模原市													1	3	3	1		
新潟市		4	4											4	4			
富山市																		
金沢市													1			1		
長野市																		
岐阜市	1			1									2			2		
静岡市	1			1			2	1	1	2			3	3	3	3		
浜松市													2	2		2		2
豊橋市																		
岡崎市													2			2		
豊田市							1			1			1			1		
堺市								1	1									
高槻市																		
姫路市		1				1		1				1						
奈良市													1			1		
和歌山市		1	1										1	11	5	4	1	2
岡山市							1					1		7	3			4
倉敷市	2			2									3	2		3		2
福山市	2	1		2		1							4			3		1
高松市													2				2	
松山市																		
高知市													1	1		2		
長崎市													1			1		
熊本市													1			1		
大分市													6	2		6		2
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	61	76	53	61	2	21	88	130	75	89	6	48	441	351	177	435	35	145

表Ⅵ－１４（６）　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉																	
	100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満（0.5㎡以上）					
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	4	7		8		3	2	3	1	2	2		2	2	1	2	1	
青森県	6	8	1	9		4		3	1		1	1	2	1			2	1
岩手県	11	16	9	10	2	6	1	1	1	1			1			1		
宮城県	7	11		7		11	3			3				1				1
秋田県	2					2	1					1						
山形県	2	7	6	2		1	2	3	3	2			1			1		
福島県	7	2		4	3	2	1			1			5				5	
茨城県	33	35	11	29	1	27	6	6	1	6		5	1	3		1		3
栃木県	13	27	3	12	3	20	5	8		5		8	2	2		1	1	2
群馬県	4	14	3	3	2	10	2	9		3	1	7		4	1			3
埼玉県	24	14	2	24	2	10	6	11	4	6	1	6	4	1		4	1	
千葉県	22	87	1	53	4	51	8	20		9	7	12	2	10		2	2	8
東京都	10	20	10	11	1	8	6	25	9	6		16	2	13	5	3	2	5
神奈川県	7	24	6	8	8	9	4	17	4	5	8	4	2	7	2	3	2	2
新潟県	10	25		10		25	3	16		3		16		7				7
富山県		8	6		2			7	5		2							
石川県		18	4	6		8		5		2		3						
福井県	13	9	8	12		2	2	6	2	2		4	2	3		2		3
山梨県	10	1	1	10			4			4								
長野県	6		1	5			2			2			1			1		
岐阜県	18	15	11	18		4	10	8	6	9	1	2	5			5		
静岡県	19	44		19		44	11	12		11		12	3	2		3		2
愛知県	8	2	2	8			5	2	2	5			3			3		
三重県	12	47	4	12	1	42	2	9		2		9	4	5	1	4		4
滋賀県	22	11	7	20	3	3	7	1	1	6	1		3	3	1	2	2	1
京都府	5	15	6	5	4	5	1	3	1	1	1	1		1			1	
大阪府	5	17		5		17		4			1	3	2	1		2		1
兵庫県	24	40	11	31	4	18	10	10	5	9	1	5	6	3	1	7		1
奈良県	17	27		17	3	24	4	9		4	2	7	2	1		2		1
和歌山県	11	11	3	13		6	20	3	1	22			12	2	2	12		
鳥取県		8	8					2	2				2			1	1	
島根県	3	6	1	5	2	1		1				1	1	4			1	4
岡山県	3	4	3	4			2	1		3				1		1		
広島県	9	12	10	10		1	1	2	1	1		1	1	1		1		1
山口県	7	2	1	7	1		4			4			3	1	1	3		
徳島県	16	33	12	16	1	20	6	4	3	5		2	2	1		2		1
香川県	8	7	4	8		3	7	1	1	7			2	1		2		1
愛媛県	13	22	2	15		18	3	16	1	5	2	11	4	2	2	4		
高知県	5	21	9	6		11	2	6		2		6	1	7		2		6
福岡県	10	59	11	20	2	36	2	54		7	3	46		14	1		1	12
佐賀県	8	6	3	6	2	3	1	1		1		1	1			1		
長崎県	6	11	9	6		2	1	1	1	1			1			1		
熊本県	4	15	1	4	9	5	6	5	1	5	4	1	6	6	1	5	3	3
大分県	6	2		6		2	1	2		1		2	2	1		2		1
宮崎県	1	4	4	1														
鹿児島県	2	24	21	2		3		1				1		1				1
沖縄県	6	3	2	6		1	1			1			5	1		5		1
札幌市							1			1								
仙台市																		
さいたま市	1			1				1	1				1			1		
千葉市	2	5	1	2		4	1	3	2	1		1	2	1		2		1
横浜市	11	6	1	12	3	1	20	10	2	23	3	2	6	2		5	1	2
川崎市							2	2	1	1	1	1						
名古屋市	3	7	1	3		6		4				4	1	3		1		3
京都市	17	4	2	11	7	1	25	1		15	11							
大阪市		3	1		1	1	2			2								
神戸市	5	2		3	2	2	1			1			1			1		
広島市	2	8	8	2			1			1			1	1	1	1		
北九州市																		
福岡市		2	2															
旭川市	2	1		1	1	1												
秋田市																		
郡山市	3			3			3			3								
いわき市		3				3												
宇都宮市		1	1															
川越市		1	1				1			1				1				1
船橋市	2	2			1	3		1	1									
横須賀市	1			1														
相模原市	2	2	2	2				2	1			1		1				1
新潟市	1	2	2	1			2	3	2	2		1		1				1
富山市		2	1	1			2			2								
金沢市	1			1			1			1								
長野市	3	1	1	3			2			2								
岐阜市	1	2		3				3			3			3	1	1	1	
静岡市	1	16	5	1		11	2	9		2		9	1	5	2	1		3
浜松市	1	4		1		4	1	6		1	1	5		2			1	1
豊橋市																		
岡崎市	1			1														
豊田市	1			1			1			1								
堺市		4	4					2	2				1			1		
高槻市																		
姫路市	3	1		3		1		1				1						
奈良市	3			3			3	1	1	3			2			2		
和歌山市	1	19	3	6	2	9		11		3	1	7		8		6	2	
岡山市	2	2	1			3	1	1				2						
倉敷市	1	2	1	1		1	1			1								
福山市	3	4	1	3		3												
高松市	1			1														
松山市		1				1												
高知市	3	1		3		1	2			2								
長崎市	4	1		4		1	3	1	1	3			2			2		
熊本市	2	2		2	1	1		2	2				1			1		
大分市	3	2		3		2	2	1		2		1		2				2
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	526	914	258	576	78	528	245	363	73	248	58	229	117	143	23	116	30	91

表Ⅵ－１４（７）　　設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉						合　計					
	小　計											
	平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	27	44	18	34	4	15	28	44	18	35	4	15
青森県	15	16	4	17	4	6	15	16	4	17	4	6
岩手県	24	19	12	22	3	6	24	19	12	22	3	6
宮城県	12	14		12		14	13	14		13		14
秋田県	12					12	12					12
山形県	11	16	15	11		1	11	16	15	11		1
福島県	23	3		15	9	2	30	5		22	9	4
茨城県	55	58	14	51	1	47	56	58	14	51	1	48
栃木県	37	44	7	29	9	36	42	44	7	34	9	36
群馬県	14	40	14	14	3	23	14	43	16	14	3	24
埼玉県	48	39	19	46	5	17	48	40	19	47	5	17
千葉県	45	138	10	78	13	82	46	138	10	79	13	82
東京都	40	91	58	40	4	29	40	91	58	40	4	29
神奈川県	21	72	32	24	18	19	21	72	32	24	18	19
新潟県	20	89		20		89	20	91		20		91
富山県	4	23	19	4	4		5	23	19	5	4	
石川県		29	8	8		13		29	8	8		13
福井県	19	19	11	18		9	20	22	14	19		9
山梨県	23	4	4	23			23	4	4	23		
長野県	28		1	27			28		1	27		
岐阜県	47	28	21	46	1	7	48	28	21	47	1	7
静岡県	53	76		53		76	59	79		59		79
愛知県	43	4	4	43			53	4	4	53		
三重県	27	86	9	27	2	75	28	95	9	27	2	85
滋賀県	39	20	14	34	7	4	40	20	14	35	7	4
京都府	8	37	21	8	10	6	8	37	21	8	10	6
大阪府	20	26		20	1	25	26	26		26	1	25
兵庫県	65	69	33	71	6	24	65	71	33	71	6	26
奈良県	35	47		35	9	38	36	47		36	9	38
和歌山県	45	36	26	49		6	45	36	26	49		6
鳥取県	6	11	11	5	1		6	11	11	5	1	
島根県	9	19	3	12	3	10	9	19	3	12	3	10
岡山県	11	9	3	17			11	9	3	17		
広島県	24	26	22	23	2	3	24	26	22	23	2	3
山口県	28	5	2	28	3		35	5	2	35	3	
徳島県	45	39	16	44	1	23	45	39	16	44	1	23
香川県	26	12	7	25		6	26	12	7	25		6
愛媛県	22	43	8	26	2	29	22	43	8	26	2	29
高知県	26	44	17	28		25	26	44	17	28		25
福岡県	24	180	28	46	7	123	26	184	28	48	7	127
佐賀県	24	9	5	21	3	4	24	9	5	21	3	4
長崎県	26	15	13	26		2	26	15	13	26		2
熊本県	22	34	3	19	23	11	23	34	3	20	23	11
大分県	13	5		13		5	13	5		13		5
宮崎県	4	4	4	4			4	4	4	4		
鹿児島県	3	41	35	3		6	3	41	35	3		6
沖縄県	24	7	3	24		4	24	7	3	24		4
札幌市	1			1			1			1		
仙台市	1			1			2			2		
さいたま市	2	1	1	2			2	1	1	2		
千葉市	7	17	10	7		7	7	18	10	7		8
横浜市	44	25	4	52	7	6	44	25	4	52	7	6
川崎市	3	2	1	2	1	1	3	6	3	4	1	1
名古屋市	9	15	1	8	1	14	15	15	1	14	1	14
京都市	50	10	3	37	19	1	52	10	3	39	19	1
大阪市	8	5	2	8	2	1	9	5	2	8	3	1
神戸市	10	2		8	2	2	10	2		8	2	2
広島市	6	17	17	6			6	17	17	6		
北九州市	4			4			5			5		
福岡市	4	2	2	4			4	2	2	4		
旭川市	3	1		2	1	1	3	1		2	1	1
秋田市	2			2			2			2		
郡山市	8			8			8			8		
いわき市		3				3		3				3
宇都宮市	4	4	4	3	1		4	4	4	3	1	
川越市	1	2	1	1		1	1	2	1	1		1
船橋市	2	3	1		1	3	2	4	1		1	4
横須賀市	2			1	1		2			1	1	
相模原市	3	8	6	3		2	3	8	6	3		2
新潟市	3	14	12	3		2	3	14	12	3		2
富山市	2	2	1	3			3	2	1	4		
金沢市	3			3			3			3		
長野市	5	1	1	5			5	1	1	5		
岐阜市	4	8	1	7	4		4	8	1	7	4	
静岡市	10	34	11	10		23	10	34	11	10		23
浜松市	4	14		4	2	12	5	18	4	5	2	12
豊橋市												
岡崎市	3			3			3			3		
豊田市	4			4			5			5		
堺市	1	7	7	1			1	10	8	1		2
高槻市												
姫路市	3	4		3		4	3	4		3		4
奈良市	9	1	1	9			9	1	1	9		
和歌山市	2	50	9	19	6	18	3	51	10	20	6	18
岡山市	4	10	4			10	4	10	4			10
倉敷市	7	4	1	7		3	9	4	1	9		3
福山市	9	5	1	8		5	11	5	1	10		5
高松市	3			1	2		3			1	2	
松山市		1				1		1				1
高知市	6	2		7		1	6	2		7		1
長崎市	10	2	1	10		1	10	2	1	10		1
熊本市	4	4	2	4	1	1	4	4	2	4	1	1
大分市	11	7		11		7	11	7		11		7
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	1478	1977	659	1525	209	1062	1551	2020	672	1598	210	1091

表Ⅵ－１５（１）　　設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設						ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県	1			1														
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県								1				1						
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県		1				1												
愛知県																		
三重県														1				1
滋賀県																		
京都府							1			1								
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市		1	1															
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	1	2	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1

表Ⅵ－１５（２）　　設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの						下水道終末処理施設					
	平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道								1	1									
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県							1				1							
福島県							1				1							
茨城県							8	11			8	4	7		1			1
栃木県							1				1							
群馬県								4					4	1	1		1		1
埼玉県																		
千葉県								1				1						
東京都								2	1		1				6	6		
神奈川県							1	1	1	1								
新潟県							1	2		1			2					
富山県																		
石川県																		
福井県							1	1	1	1								
山梨県																		
長野県																		
岐阜県							2				2							
静岡県							4	7			4		7					
愛知県							2				2							
三重県							1	2			1		2					
滋賀県																		
京都府							1	1	1	1					1			
大阪府							2				2							
兵庫県							1					1						
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県							2	1			2		1					
徳島県																		
香川県							1				1							
愛媛県																		
高知県																		
福岡県								2	1				1					
佐賀県							1				1							
長崎県							1						1					
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市								1	1									
横浜市							1	1			2							
川崎市								1					1					
名古屋市																		
京都市							1				1							
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市								2	2									
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市								1					1					
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市								1	1									
岡山市																		
倉敷市	1			1														
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市								1	1									
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合　計	1	0	0	1	0	0	34	44	11	33	7	27	1	9	6	1	1	2

表Ⅵ－１５（３）　　設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合　計					
	平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況				平成16年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成16年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道								1	1			
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県							1			1		
福島県							1			1		
茨城県							9	12		9	4	8
栃木県							1			1		
群馬県							1	5		1		5
埼玉県												
千葉県								1			1	
東京都								8	7		1	
神奈川県							1	1	1	1		
新潟県		1				1	1	4		1		4
富山県												
石川県												
福井県							1	1	1	1		
山梨県												
長野県												
岐阜県							2			2		
静岡県							4	8		4		8
愛知県							2			2		
三重県							1	3		1		3
滋賀県												
京都府							2	2	1	2	1	
大阪府							2			2		
兵庫県							1				1	
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県							2	1		2		1
徳島県												
香川県							1			1		
愛媛県												
高知県												
福岡県		1	1					3	2			1
佐賀県							1			1		
長崎県							1					1
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市								1	1			
横浜市							1	1		2		
川崎市								1				1
名古屋市												
京都市							1			1		
大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市												
郡山市	1			1			1			1		
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
新潟市								3	3			
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市								1				1
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
堺市												
高槻市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市		1				1		2	1			1
岡山市												
倉敷市							1			1		
福山市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市								1	1			
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	1	3	1	1	0	2	39	60	19	38	8	34